豊中市国民保護計画(答申)

平成 18年(2006年)12月豊中市国民保護協議会

目 次

	多	第 1	編論
第~	1 章	<u> </u>	総則
Ē	育 1	節	計画の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	1		策定の根拠
	2	<u> </u>	目的
	3	3	対象
	4	ļ	内容
		(1)計画の性質等
		(2)計画に定める事項
		(3)計画の構成
		(4)計画の見直し等
		(5)計画の変更に係る関係機関への協力要請
		(6)他の計画等との関係
		(7) 市地域防災計画との関係
角	育 2	節	武力攻擊事態対処法制 ······4
	1		武力攻擊事態対処法
	2	-	関連法制
		節	
Ē	育4		用語の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第2	2 章	<u> </u>	基本方針11
	1		基本的人権の尊重
	2	<u>-</u>	国民の権利利益の迅速な救済
	3	3	国民に対する情報提供
	4	ļ	関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保
	5	•	国民の協力
	6)	指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
	7	7	高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
	8	3	国民保護措置等に従事する者等の安全の確保
	9)	地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用
	10	0	住民の自助・共助の環境づくり
-	-		関係機関の責務と役割
9	育 1	節	関係機関の責務等13
	1		国

2	府
3	市
4	消防本部
5	消防団
6	府警察
7	第五管区海上保安本部等
8	自衛隊
9	指定(地方)公共機関
10	住民の協力
第2額	⁶ 関係機関の事務又は業務の大綱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	地方公共団体
2	指定地方行政機関
3	指定(地方)公共機関
第4章	市の地理的、社会的特徴
第1額	節 市の概況 ⋅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
1	位置・面積
2	地形
3	都市構造
4	土地利用
5	気象
第2額	↑ 人口 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1	常住人口
2	高齢者等の状況
3	外国人登録者数
4	昼間人口
5	人口密度
第3額	ኾ 交通 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯21
1	主な自動車専用道路
2	主な一般道路
3	鉄道・バス
4	空港
第4額	î 主な施設等 · · · · · · · · · · · · · · · · · 22
1	建物
2	保育所等の状況
3	社会福祉施設・医療施設
4	千里中央地区

5	自治会
6	自主防災組織
7	自動車登録台数
第5章	市国民保護計画が対象とする事態
第1節	ī 武力攻撃事態等 ··········24
1	事態想定
2	各事態類型の特徴及び留意点
第2節	5 緊急対処事態 · · · · · · · · · · · · · 27
1	事態想定
2	各事態例と主な被害
(1) 攻撃対象施設等による分類
(2	2) 攻撃手段による分類
第3節	T NBC兵器による攻撃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第6章	緊急対処事態への対処
第1	節 基本的事項
第 2 1	節 緊急対処事態対策本部 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3	節 緊急対処保護措置の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
1	緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項
2	緊急対処事態における警報
第 2	編 武力攻撃事態等への対処
第1章	実施体制の確立
第1節	う 初動体制の確立33
1	武力攻撃等の兆候などに関する情報を入手した場合など
(1) 初動指令部の設置
(2	2) 設置基準
(:	3) 初動指令部の組織
(4	4) 初動指令部の所掌事務
2	原因不明の事案が発生した場合
(1) 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置
(2	2) 設置基準
(;	3) 市災害対策本部等の組織等
(4	4) 応急対策の実施
(!	5) 関係機関への支援要請
3	国民保護対策本部を設置すべき指定がない場合

	5	玉]民保護対策本部への移行
第	2	節	市国民保護対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・36
	1	市	国民保護対策本部の設置
		(1)	役割
		(2)	組織
		(3)	市対策本部の所掌事務
		(4)	各部局等の所掌事務
		(5)	消防団の所掌事務
		(6)	市対策本部会議
		(7)	市対策本部の事務局
		(8)	市対策本部の開設
		(9)	市対策本部員等の参集
		(10)	市対策本部長の権限
	2	聪	員の配備
		(1)	職員の配備指令
		(2)	職員等の活動環境
	3	玥	地対策本部の設置
		(1)	組織
		(2)	現地対策本部の所掌事務
		(3)	現地対策本部会議の開催
	4	夜	間・休日等における対応
	5	市	「国民保護対策本部の廃止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	3	節	関係機関との連携協力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・47
	1	玉]・府の対策本部との連携
	2	府	fへの措置要請等
	3	É	衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等
	4	指	定(地方)公共機関への措置要請
	5	他	2の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
		` ,	他の市町村に対する応援の要求
		` '	府に対する応援の要求
		(3)	事務の一部の委託
	6	指	定(地方)行政機関の長等に対する職員の派遣要請
		(1)	指定(地方)行政機関の長等に対する職員の派遣要請
		` ,	他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請
	7	市	Tの行う応援等
		(1)	他の市町村に対して行う応援等

(2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援等
8 住民等の自発的な協力との連携
第4節 武力攻撃事態等への対処の全体像
第2章 住民の避難
第 1 節 警報及び緊急通報 ・・・・・・・・・・・・・・・52
1 警報
(1) 警報の伝達・通知の流れ
(2) 警報の伝達・通知先
(3) 警報の伝達方法
(4) 災害時要援護者への伝達
(5) 警報の解除
2 緊急通報
(1) 武力攻撃災害の兆候の通報
(2) 緊急通報発令の流れ
(3) 緊急通報の伝達・通知
第 2 節 避難の指示・退避の指示 ・・・・・・・・・・・・・・・ 57
1 避難の指示
(1) 避難の指示の流れ
(2) 避難の指示に伴う措置
2 退避の指示
(1) 退避の指示者
(2) 退避の指示に伴う措置
(3) 屋内退避の指示
(4) 安全の確保等
(5) 人口密度が高いことに対する配慮
第 3 節 避難誘導 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 避難誘導の流れ
2 避難実施要領の作成
(1) 避難実施要領の作成
(2) 緊急時における避難実施要領の作成
(3) 避難実施要領の修正
(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
(5) 避難実施要領の伝達・通知
3 避難住民の誘導
(1) 市職員等による避難誘導
(2) 関係機関等との連携

(3) 運送事業者である指定(地方)公共機関との調整
(4) 災害時要援護者の避難誘導
(5) 曜日、時間帯に応じた避難誘導
(6) 安全の確保
(7) 避難住民の復帰のための措置
(8) 人口密度が高いことに対する配慮
4 事態想定を踏まえた避難
(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難
(2) NBC攻撃における避難
5 避難住民の誘導パターン
(1) 屋内への避難誘導
(2) 屋内避難後、避難施設等へ避難誘導
(3) 二段階による計画的な避難誘導
第3章 避難住民等の救援
第1節 救援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
1 救援の実施主体
2 救援の実施
(1) 市長による救援
(2) 関係機関との連携
3 救援の内容
(1) 救援の基準等
(2) 収容施設の供与
(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
(4) 医療救護の提供及び助産
(5) 被災者の捜索・救出
(6) 遺体の処理、埋葬又は火葬
(7) 電話その他の通信設備の提供
(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
(9) 学用品の給与
(10) 生活支障物の除去
第 2 節 安否情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
1 安否情報の収集
(1) 市長による収集
(2) 収集の方法
(3) 収集する対象と項目
(4) 安否情報の整理

2	2	知事に対する安否情報の報告
	(1)報告方法
	(2	2) 安否情報の報告時期
3	3	安否情報の提供
	(1)安否情報の照会の受付
	(2	2) 安否情報の回答
	(3	3) 照会の要件と回答の内容
4	1	日本赤十字社に対する協力
5	5	個人情報の保護への配慮
第4章	重	武力攻撃災害への対処
第1	節	i 関係機関の役割 ····· 87
1		国の役割
2	2	府の役割
3	3	市・消防の役割
第2	2 節	「 応急措置等の実施88
1		緊急通報
2	2	退避の指示
3	3	警戒区域の設定
	(1)設定者
	(2	2) 設定方法
2		消火・救助・救急活動
)市が行う措置
	`	2) 消防機関の活動
	`	3) 相互応援
	•	l) 安全の確保
	•	5) 関係機関による連絡会議の開催
	`	3) 住民への協力要請
第3	部	「 生活関連等施設の安全確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1		生活関連等施設の安全確保
	`)関係機関の役割
	`	2) 対象施設
_	`	3) 市の役割
2		危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
	`	
	`	2) 危険物質等に関する措置命令等
	(?	3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

第	4	節	NBC攻撃による災害への対処 ·····97
	1	関	係機関の役割
	2	市	「の役割
		(1)	応急措置の実施
		(2)	国の方針に基づく措置の実施
		(3)	関係機関との連携
		(4)	市長等の権限
		(5)	汚染原因に応じた対応
		(6)	要員の安全の確保
第	5	節	保健福祉・衛生 ・・・・・・・・・・99
	1	防	疫活動
	2	食	t品衛生監視活動
	3	飲	料水衛生確保対策
	4	遅	難住民等の健康維持活動
		(1)	巡回相談等の実施
		(2)	心の健康相談等の実施
	5	福	祉サービスの提供
		(1)	福祉ニーズの把握
		(2)	支援活動
		(3)	緊急入所等
	6	応	援要請
	7		物の保護等に関する配慮
第	6	節	廃棄物の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
	1	L	尿処理
		` '	初期対応
			処理活動
	2		が処理
		` '	初期対応
		` ,	処理活動
	3		れき処理
		` ,	初期対応
		` ,	処理活動
第	7		被災情報の収集・報告・・・・・・・・・・103
	1		2災情報の収集
	2		2災情報の報告
第	8	節	広報・広聴・・・・・・・・・104

1 Д	 立報
2 J	 立聴
第5章	国民生活の安定105
1 4	生活関連物資等の価格安定
2 j	避難住民等の生活安定等
(1))被災児童・生徒等に対する教育
(2)	公的徴収金の減免等
3 4	生活基盤等の確保
(1)	水の安定的な供給
(2)	道路の適切な管理
(3)	1 指定(地方)公共機関との連携
第3編	編 平素からの備え
第1章	組織・体制の整備
第1節	市における組織・体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
1 i	各部局等における業務
2	職員の配備体制の整備
(1)	24時間即応体制の確立
(2)	市対策本部員等への連絡網の整備
(3)	市対策本部員等の代替職員の確保
3 🛊	参集職員の服務基準等
4 ī	市対策本部の機能確保
5 }	肖防機関の体制
(1)	消防本部及び消防署における体制
(2)	消防団の充実・活性化の推進等
(3)	消防本部と消防団の連携
第2節	関係機関との連携 ・・・・・・110
1 j	重携体制の整備
(1)	防災のための連携体制の活用
(2)	関係機関の連絡先一覧の作成等
(3)	関係機関との情報共有
2 }	指定地方行政機関との連携
3 J	行との連携
(1)	府の連絡先一覧の作成等
(2)	府との情報共有
(3)	府警察との連携

	4	他の市町村との連携	
		(1) 近隣市町との連携体制	
		(2) 広域的な相互応援体制の整備	
		(3) 消防機関の連携体制の整備	
	5	指定(地方)公共機関等との連携	
		(1) 連絡先の把握	
		(2) 関係機関との協定の締結等	
	6	地域住民等との協力体制の推進	
		(1) 関係団体との協力体制	
		(2) 地域住民組織との協力体制	
		(3) 介護保険事業者等との協力体制	
		(4) 事業所との協力体制	
第	3	節 研修	12
	1	市職員に対する研修	
	2	府等関係機関と連携した研修	
	3	消防本部による研修	
第	4	節 情報収集・提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	1	情報収集・提供のための体制の整備	
	2	広報責任者の選任等	
	3	相談窓口開設の体制整備	
	4	関係機関との情報共有	
	5	通信の確保	
	6	非常通信体制の確保・整備	
第	5	節 啓発 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
	1	国民保護措置に関する啓発	
	2	住民がとるべき行動等に関する周知	
		節 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
第	7	節 備蓄等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
	1	市における物資及び資材の備蓄・整備	
		(1) 防災のための備蓄の活用	
		(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
	2	府・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達	
	3	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
		(1) 施設及び設備の整備及び点検	
		(2) ライフライン施設の機能性の確保	
		(3) 復旧のための各種資料等の整備等	

第8節	国民保護に関する調査研究 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・116
第2章 避	難・救援・災害対処
第1節	避難117
1 基	基礎的資料の準備
2 警	それの伝達・通知 アスティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1)	警報の伝達・通知先の確認
(2)	府警察との連携
(3)	伝達手段の確認等
(4)	曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立
(5)	大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
(6)	伝達方法の住民への周知
(7)	災害時要援護者への伝達
(8)	新たな伝達手段の検討
3 避	難誘導
(1)	避難実施要領のパターンの作成
(2)	災害時要援護者の避難誘導
(3)	近隣市町との連携の確保
(4)	学校や事業所との連携
(5)	集合場所の候補地の選定等
(6)	人口密度が高いことに対する配慮
4 遅	達難施設
(1)	避難施設の指定
(2)	指定への協力
5	選送の確保
(1)	運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握
(2)	市が保有する輸送力の把握
(3)	介護保険事業者との協力体制の構築
` ,	運送経路の確認
	救援122
1 救	は 接に関する基本的事項
(1)	基礎的資料の準備等
(2)	府との調整
2 妄	否情報の収集・整理・提供
(1)	安否情報収集のための体制整備
(2)	安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携
第3節	災害対処 · · · · · · · · 123

	1	被災情報の収集・連絡体制の整備
	2	生活関連等施設の把握
	3	ごみ・がれき処理に係る調整
	4	指定(地方)公共機関との連絡体制の整備
第3	章	特殊標章等の交付及び管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
	1	意義
	2	内容
	(1) 特殊標章
	(2) 身分証明書
	(3) 識別対象
	3	特殊標章等の交付及び管理
	4	赤十字標章等の使用
Ć:	S A	/ウ
	34	
		節 本市において特に留意が必要な地域特性 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
牙		
	1	大阪国際空港
	`	1) 武力攻撃事態等への対処
	`	2) 平素の備え
		千里中央地区 4) 武力攻擊夷能等。の対処
	`	1) 武力攻撃事態等への対処
		2) 平素の備え
	3 ,	
	`	1) 武力攻撃事態等への対処
	`	2) 平素の備え
		人口密度 1) 武力攻撃事態等への対処
	`	1) 四月以季事忠守への対処 2) 平素の備え
	`	2) 千系の備え 大都市等との隣接
		ス部内寺との隣接 1) 武力攻撃事態等への対処
	`	1) 四月以事事恩守への別処 2) 平素の備え
	(4) T かい IM C.
	第 5	編編
第 1	章	施設の応急復旧
第	11	節 基本的事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1	復旧のための体制・資機材の整備

	2	応急復旧の実施
	3	通信手段の確保
	4	府等に対する支援要請
	5	主要施設の応急復旧
第 2	2章	武力攻撃災害の復旧
釺	11 節	5 国における所要の法制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
釺	至2節	「 所要の法制が整備されるまでの復旧
第3	章	国民保護措置に要した費用の支弁等
釺	11 節	「 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
	1	国に対する負担金の請求方法
	2	関係書類の保管
釺	第2節	「 損失補償、損害補償及び損失補てん
	1	損失補償
	2	損害補償
	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん
第4	章	国民の権利利益の救済に係る手続等
釺	11 節	5 国民の権利利益の迅速な救済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142
釺	至2節	「 国民の権利利益に関する文書の保存 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

第1編 総論

第1章

総則

第1節 計画の趣旨

国際社会においては、地域紛争やテロが相次いで起こっており、人々の平和への願いが 未だ叶わないのが現状である。こうした状況の中、国の平和と安全を確保するには、これ らを脅かす事態を未然に防ぐことが何よりも重要であることはいうまでもない。

しかし、最大限の努力にもかかわらず、不幸にも、武力攻撃等が発生した場合に備え、 住民の生命、身体、財産を守るため、万全を尽くしておくことも重要である。

また、本市では、昭和58年(1983年)に「非核平和都市」を宣言し、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に市政運営を行ってきたところであり、今後とも、市民の平和意識の醸成に努めながら、将来に向かい平和で安全なまちづくりを進めていくものである。

1 策定の根拠

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。)第35条の規定により、基本指針(国民保護法第32条第1項に規定する基本指針をいう。以下同じ。)を踏まえ、大阪府国民保護計画(以下、「府計画」という。)に基づき、策定するものである。

2 目的

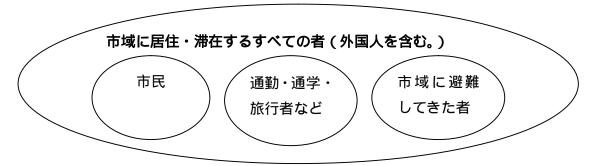
この計画は、市域において、武力攻撃や大規模テロ等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

3 対象

この計画は、市民はもとより、武力攻撃事態等や緊急対処事態の際に、通勤、通学、 旅行などで市域に滞在する者や、市域に避難してきた者も保護の対象とする。

また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

【国民保護措置の対象者】



4 内容

(1) 計画の性質等

ア この計画は、国民保護措置等の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携など、武力攻撃事態等への対処や、そのために必要となる平素における取組みについて、基本的な枠組みを定める。

- イ この計画を策定した後、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施できるよう、具体的な運用のために必要となる各種のマニュアルを整備する。
- ウ この計画や各種マニュアルの作成に当たっては、市地域防災計画や市危機管理対 応方針等に基づく取組みの蓄積をできる限り活用する。

(2) 計画に定める事項

この計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び国民保護法第182条第2項に規定する事項について定める(具体的には次のとおり)。

市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に 関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に 関する事項

緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

前各号に掲げるもののほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と 認める事項

(3) 計画の構成

この計画は、次のとおり構成する。

第1編 総論

計画の趣旨、国民保護に関する市の基本方針や対象とする事態などについて定

める。

第2編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等において、避難、救援、武力攻撃災害への対処など市が講じる 国民保護措置等の実施内容・方法や実施体制等について定める。

第3編 平素の備え

武力攻撃事態等の際に、迅速かつ円滑に国民保護措置等を講じることができるよう、避難、救援、武力攻撃災害への対処等における平素の備えや訓練、備蓄等について定める。

第4編 地域特性を踏まえた対処及び備え

大阪国際空港や千里中央地区の存在など、本市の地域特性を踏まえ、特に留意が必要な事項について定める。

第5編 復旧等

公共施設の復旧や、国民の権利利益の救済に係る手続等について定める。

(4) 計画の見直し等

ア 計画の見直し等

この計画は、今後、国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、 府計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の 見直しを行う。

計画の見直しに当たっては、豊中市国民保護協議会(以下、「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

計画に基づくマニュアルを作成する場合において、他の市町村その他関係機関に関係する事項を定めるときは、当該関係機関等の意見を聴くものとする。

イ 計画の変更手続

計画の変更に当たっては、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更を除き、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問するとともに、知事との協議、市議会への報告、変更した計画の公表を行う。

(5) 計画の変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の変更のために必要がある場合には、指定(地方)行政機関の長、知事及び指定(地方)公共機関並びにその他関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(6) 他の計画等との関係

この計画は、国民保護法その他の法令、指定行政機関の国民保護計画、府計画及び

他の市町村の国民保護計画と整合を有するものである。

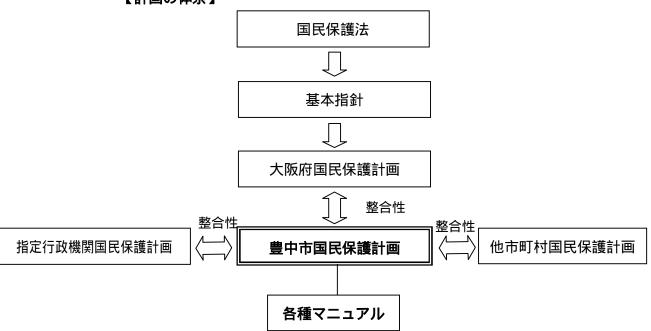
(7) 市地域防災計画との関係

豊中市地域防災計画は、自然災害等から市民等の生命・財産を守るため、災害対策 基本法(昭和36年法律第223号)に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは 別の法体系によるものである。

ただし、市域を超える避難、生物兵器等に伴う災害など武力攻撃事態等における特有の対処を除き、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施などについては、市地域防災計画との有機的な連携に配慮する。

根拠法	計画	対 象		
国民保護法	国民保護計画	武力攻撃事態等及び緊急対処事態		
災害対策基本法	地域防災計画	地震、風水害などの自然災害、大規模な事故		

【計画の体系】



第2節 武力攻擊事態対処法制

1 武力攻擊事態対処法

平成15年(2003年)6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)が成立し施行されました。この法律は、武力攻撃事態

等が発生した場合の対処について定めたもので、基本理念、国・地方公共団体の責務、 対処手続などの基本的事項が規定されている。

2 関連法制

武力攻撃事態等の対処に当たっては、事態等の推移に応じ、事態等を終結させるための措置並びに国民を保護するための措置を実施することとされている。これらの措置の適切かつ効果的な実施を目的として、武力攻撃事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って以下のような関連法制が整備された。

国民保護法

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号。以下「米軍行動関連措置法」という。)

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第 114号。以下「特定公共施設利用法」という。)

国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成16年法律第115号。以下「国際人道法違反処罰法」という。)

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成16年 法律第116号。以下「海上輸送規制法」という。)

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成16年法律第117号。 以下「捕虜取扱い法」という。)

自衛隊法の一部を改正する法律(昭和29年法律第165号。以下「改正自衛隊法」 という。)

このうち国民保護法は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置について、 国、地方公共団体、指定公共機関等の具体的な役割分担等を定めるとともに、避難、救 援、武力攻撃災害への対処等に関する措置等に関し必要な事項を定めたものである。

また、関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第二追加議定書)がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(日米物品役務相互提供協定)がある。

《図:武力攻撃事態等への対処に関する法制》

武 力 攻 撃 事 態 対 処 法

武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定

事態対処法に定められた基本的な枠組みに沿って 以下のような関連法制が整備



改正自衛隊法

防衛施設構築に関する規定、関係法律の 適用除外等を追加し、自衛隊の行動を円 滑化

知事は、要請に基づき、防衛施設に必要 な土地を使用できる

改正安全保障会議設置法

武力攻撃事態等の対処基本方針などを審 議し首相へ答申

国民の保護のための法制

国 民 保 護 法

住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃 災害への対処に関する措置などを規定

米軍・自衛隊の行動 の円滑化に関する法 制

米 軍 行 動 関 連 措 置 法

米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置 (自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の 行動等を国民へ情報提供など)について規定 地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力

改 正 自 衛 隊 法

災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍 に対する物品・役務の提供権限を新設

海上輸送規制法

海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を 規制するため、自衛隊が停船検査、回航措 置を実施

交通及び通信の総合 的な調整等に関する 法制

特定公共施設利用法

特定公共施設等(港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波)の利用を調整するため、 国対策本部長は、関係する地方公共団体の長等 の意見を聴いて利用指針を策定

捕虜の取扱いに関 する法制

捕 虜 取 扱 い 法

捕虜等の人道的な待遇の確保、生命・身体・健康・ 名誉の尊重、侵害・危難からの保護を行うため、 捕虜等の拘束、抑留などの取扱いに関し必要な事 項を規定

武力紛争時における 非人道的行為の処罰 に関する法制

国際人道法違反処罰法

ジュネーヴ諸条約等に規定する重大な違反 行為のうち刑法等で対応できない行為(重要 文化財破壊罪、捕虜送還遅延罪など)に対す る罰則を整備

日米物品役務相互提供協定(ACSA)を改定

分野:共同訓練、PKO等、周辺事態 以外に、武力攻撃事態等、国際 貢献・大規模災害を追加 内容:食料、燃料、通信設備など以外

に弾薬を追加

国際人道法であるジュネーヴ条 約の追加議定書を締結

ジュネーヴ四条約(1949) 国家間の武力紛争時に発生する傷病 者や捕虜の人道的待遇、非人道的行為 の処罰等について規定(締結済)

第一・第二追加議定書(1977) 第二次世界大戦後の武力紛争の多様 化に対応して諸条約を補完・拡充

第3節 国民保護措置等の内容

武力攻撃等が発生した場合、国・府・市等は、以下のような流れで、国民保護措置等を 実施することになる。

「武力攻撃」(我が国に対する外部からの武力攻撃)や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」(大規模テロ等)が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などを取りまとめた「対処基本方針」又は「緊急対処事態対処方針」を閣議決定し、「武力攻撃事態等対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置するとともに、「国民保護対策本部」又は「緊急対処事態対策本部」を設置すべき地方公共団体を指定する。

これを受け、府、市は、「国民保護対策本部」等を設置し、それぞれの国民保護計画に基づき、「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」を実施する。

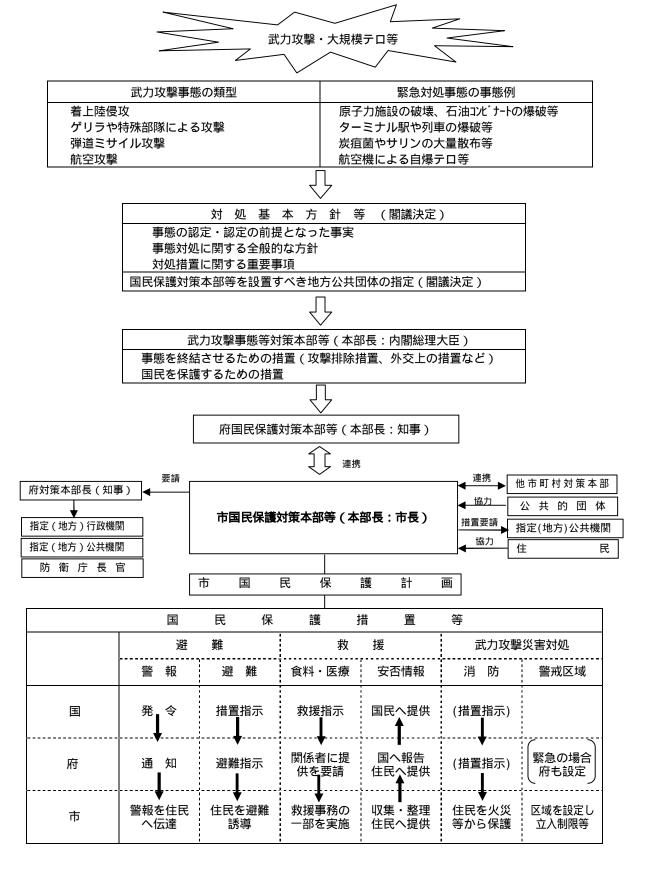
「国民保護措置」又は「緊急対処保護措置」は、主として、住民の避難、避難住民等の 救援、武力攻撃災害への対処により構成されている。

「避難」では、まず事態の発生に伴い、国が警報を発令し、府は市へ通知し、市が住民 へ伝達する。次に、国が要避難地域と避難先地域を定め、これを受けて、府は主な避難経 路と交通手段等を示し、市を通じて住民へ避難指示を行い、市が住民を避難誘導する。

「救援」では、市は、府から事務の一部を行うこととされた場合又は府を補助して、避難施設等において、関係機関等の協力を得ながら、避難住民等に対し、水、食料や医療の提供などを行う。

また、安否情報については、市が中心となって収集し、その情報を府は整理して国へ報告を行い、住民等への提供は、市、府及び国が、個人情報の保護に十分留意し、実施する。

「災害対処」では、市等が消火活動などを行うとともに、府等と協力して、警戒区域を 設定し、立入制限などを行い、二次災害を防止する。



《図:国民保護措置等の実施の流れ》

第4節 用語の意義

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用 語	意義及び用法			
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律			
	(平成16年法律第112号)を指す。なお、図表等で、単に「法」			
	と表記している場合もこの法律を指す。			
市	豊中市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びそ			
	の他の執行機関を含む。			
市長	豊中市長を指す。			
市長等	市長及び市の他の執行機関の長を指す。			
市国民保護計画	市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では			
	文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いてい			
	ర 。			
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びそ			
	の他の執行機関を含む。			
知事	大阪府知事を指す。			
知事等	大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。			
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。			
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が			
	切迫していると認められるに至った事態をいう。			
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(武力攻撃事態には至ってい			
	ないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態)を			
	いう。			
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為			
	が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫して			
	いると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処するこ			
	とが必要な事態をいう。			
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、			
	爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。			
対策本部(長)	国では武力攻撃事態等対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部			
	(長) 府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態			
	対策本部(長)をいう。それぞれを区別する必要のあるときは、			
	「国対策本部(長)」「府対策本部(長)」、「市対策本部(長)」と			
	表記している。			

用語	意 義 及 び 用 法
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号へに掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。)をいう。 「国民保護措置等」とは、国民保護措置及び緊急対処保護措置のことをいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定める ものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項 について記述する場合は、この表記を用いている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の 公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理 する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項 について記述する場合は、この表記を用いている。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航 空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部等	大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。
海上保安部長等	大阪海上保安監部長、関西空港海上保安航空基地長、堺海上保安署長及び岸和田海上保安署長をいう。
自主防災組織等	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路になる地域を含む)をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む)の安否に関する情報をいう。

第2章 基本方針

市は、以下の事項を国民保護に関する基本方針とし、特にこれらの事項に留意して、国民保護措置等を実施する。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町並びに指定(地方)公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互 の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、 国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民の協力は、 その自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることが あってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて国民の自発的協力が得られるよう、平素から広報·啓発等に努める。

6 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定(地方)公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃 事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。 また、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その 他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな保護について留意する。 また、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用され る国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が 多いことから、国民保護措置等の実施に際しては、地域防災計画その他の既存の計画等 に基づく取組みの蓄積を活用する。

10 住民の自助・共助の環境づくり

地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化を推進し、武力攻撃事態等においても、 住民相互が支え合い、助け合う「共助」に基づく活動が行われるよう環境づくりに努め る。

また、消防団の充実・活性化に努めるとともに、住民等の自主性を尊重しながら、地域住民組織や関係団体、事業所による防災や国民保護に資する自発的な活動への支援を行うなど地域の防災行動力の充実強化を図る。

第3章 関係機関の責務と役割

第1節 関係機関の責務等

国民保護措置等の実施主体である市及び国・府等の関係機関の責務等は、次のとおりである。

1 国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民保護措置等を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置等を的確かつ迅速に支援し、並びに国民保護措置等に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

2 府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進するものとされている。

3 市

市は、国、府その他の関係機関と連携して、自ら警報等の住民への伝達や避難誘導、 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施 するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

4 消防本部

消防本部は、武力攻撃災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、武力攻撃災害への対処の状況や他の関係機関による活動の状況を考慮しつつ、警報等の住民への伝達や避難住民の誘導を行う。

5 消防団

消防団は、消防本部の活動支援、現場での被害情報収集、警報等の住民への伝達、避難住民の誘導など、活動能力に応じた活動を行う。

6 府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市町村長等の要請に応じて、避難住民の誘導や生活関連等施設の警備などの措置を行うものとされている。

7 第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処などの措置を行うものとされている。

8 自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の 国民保護措置等に関する要請を受けた場合で、防衛庁長官が事態やむを得ないと認める とき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じな い範囲で、可能な限り国民保護措置等を実施するものとされている。

9 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国 民保護措置等を実施するものとされている。

10 住民の協力

市は、国民保護法の規定により、 避難住民の誘導に必要な援助、 避難住民等の救援に必要な援助、 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置に必要な援助、 保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置等に関し、市、府、指定地方行政機関及び指定(地方)公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

1 地方公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整
市	その他の住民の避難に関する措置の実施
נוו	6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集
	その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
	9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	1 国民保護計画の作成
	2 国民保護協議会の設置、運営
	3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
	4 組織の整備、訓練
	5 警報の通知
	6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を
 荷	越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
///	7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関
	する措置の実施
	8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区
	域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その
	他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
	9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定
	に関する措置の実施

- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 指定地方行政機関

事務又は業務の大綱		
1 管区内各府県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調		
整		
2 他管区警察局との連携		
3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告		
連絡		
4 警察通信の確保及び統制		
1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整		
2 米軍施設内通行等に関する連絡調整		
1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整		
2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規		
律に関すること		
3 非常事態における重要通信の確保		
4 非常通信協議会の指導育成		
1 地方公共団体に対する災害融資		
2 金融機関に対する緊急措置の要請		
3 普通財産の無償貸付		
4 被災施設の復旧事業費の査定の立会		
1 輸入物資の通関手続		
1 救援等に係る情報の収集及び提供		
1 被災者の雇用対策		
1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保		
2 農業関連施設の応急復旧		
1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給		
1 ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策		
2 災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保		
3 事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保		
1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の		
保全		

	2	鉱山における災害時の応急対策			
近畿地方整備局	1	被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧			
	2	港湾施設の使用に関する連絡調整			
	3	港湾施設の応急復旧			
近畿運輸局	1	運送事業者への連絡調整			
	2	運送施設及び車両の安全保安			
大阪航空局	1	飛行場使用に関する連絡調整			
	2	航空機の航行の安全確保			
大阪管区気象台	1	気象状況の把握及び気象情報の提供			
第五管区	1	船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達			
海上保安本部	2	海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保			
	3	生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等			
	4	海上における警戒区域の設定等及び退避の指示			
	5	海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の			
	Ī	武力攻撃災害への対処に関する措置			
近畿地方環境事務所	1	有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供			
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の			
情報収集					

3 指定(地方)公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等		
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を		
	含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送		
運送事業者	1 避難住民の運送及び旅客の運送の確保		
	2 緊急物資の運送及び貨物の運送の確保		
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に		
	おける協力		
	2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優		
	先的取扱い		
電気事業者	1 電気の安定的な供給		
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給		
日本郵政公社	1 郵便の確保		

一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路及び	1 河川管理施設、道路及び空港の管理
空港の管理者	
日本赤十字社	1 救援への協力
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の
	確保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人	1 要援護者支援等に対する協力
大阪府社会福祉協議会	2 ボランティア活動に関する協力
財団法人	1 防災・防火思想の普及
大阪府消防協会	2 消防団員の教養訓練

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1節 市の概況

1 位置・面積

本市は、東西に6 km南北に10.3 km、面積36.6km²で、京阪神都市圏の中心都市・大阪市の北に位置し、大阪都心から約10kmの距離にある。

2 地形

本市の地形は、北東部のなだらかな丘陵地、中央部の台地、南西部の平野の3つに区分される。

3 都市構造

本市は、ほぼ全域が市街化されており、台地、丘陵部の自然環境と調和した住宅地、計画的に整備された千里ニュータウン、木造住宅等の密集市街地、流通業務施設等の立地する空港周辺地区、あるいは土地区画整理事業によって基盤整備がなされた市街地など、多様な市街地で構成されている。

4 土地利用

平成12年(2000年)時点で、市街地は68.6%、普通緑地(公園、グランド等)13.7%、 農地・山林が2.0%となっており、土地利用の現況をみると、住宅地が市域全体の57%を 占め、中心的な利用となっている。

5 気象

本市は、瀬戸内海型の気候区に属し、年平均気温16 前後、年間降水量1,300 mm 程度 の穏やかな気候である。

第2節 人口

1 常住人口

本市の人口・世帯数は、386,610人、161,209世帯(平成17年(2005年)国勢調査速報値)で、人口は、昭和62年(1987年)の41万7千人をピークに減少を続けている。

人口構成は、65歳以上の人口は増加傾向にあり、0~14歳の人口は大きく減少するなど、 少子高齢化の傾向が急速に進んでいる状況がうかがえる。

人口の推移

単位:人

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)
総人口	413,213	409,837	398,908	391,726	392,875
0 歳~14歳	87,529	70,762	59,817	55,438	54,532
0 成 14成	21.2%	17.3%	15.0%	14.2%	13.9%
15歳~64歳	295,229	302,574	294,342	279,194	267,739
15成~64成	71.4%	73.8%	73.8%	71.3%	68.1%
65歳以上	29,870	35,236	44,408	56,598	70,604
0.5成以上	7.2%	8.6%	11.1%	14.4%	18.0%
 40歳~64歳未満	158,307	181,372	192,987	139,449	135,772
40万丈 04万丈/八川	38.3%	44.3%	48.4%	35.6%	34.6%
65歳~74歳未満	18,663	21,218	28,182	36,376	43,572
0.0/1/2 7 年成/下/间	4.5%	5.2%	7.1%	9.3%	11.1%
75歳以上	11,207	14,018	16,226	20,222	27,032
7 3/9以以上	2.7%	3.4%	4.1%	5.2%	6.9%

注)下段は構成比

資料:国勢調査

平成17年(2005年)は、10月1日現在の住民基本台帳と外国人登録人口の合計

2 高齢者等の状況

65歳以上の人口は、70,604人で、うち一人暮らしの高齢者数については、19,750人(平成17年(2005年)10月1日現在・住民基本台帳)で、高齢者人口の約28.0%となっている。なお、高齢者のみの世帯数は、17,166世帯となっている。

また、介護保険要介護認定者数は、12,193人(平成17年(2005年)10月1日現在)となっており、障害者(児)の人数は、17,749人(平成17年(2005年)3月末現在)となっている。

3 外国人登録者数

本市に在住する外国人は、5,016人で、市人口の1.3%を占めている。国籍別では、多い順で、 韓国・朝鮮(2,652人、52.9%) 中国(1,094人、21.8%) フィリピン(144人、2.9%) タイ(65人、1.3%) インド(61人、1.2%)となっている(平成17年(2005年)3月末現在)

4 昼間人口

昼間人口は、342,924人で、夜間人口(常住人口)に対する昼間人口の比率は、87.5%である。

市外への流出人口は、123,008人で、流出先別では、多い順に、 大阪市67,568人

(54.9%) 吹田市13,364人(10.9%) 箕面市5,877人(4.8%) 池田市4,307人(3.5%) 尼崎市3,573人(2.9%)となっている。

市内への流入人口は、75,187人で、多い順に、 大阪市13,656人(18.2%) 吹田市7,127人(9.5%) 池田市6,462人(8.6%) 箕面市6,729人(8.9%) 川西市4,297人(5.7%)となっている(平成12年(2000年)国勢調査)

5 人口密度

本市の人口密度は、10,767.62人 / km²で、全国の市町村(東京都特別区を含む。)のうち、9番目に高い数値となっている(平成12年(2000年)国勢調査)。

第3節 交通

本市は、大阪国際空港の玄関口となっているとともに、名神高速道路、中国縦貫自動車 道のインターチェンジを始め、JR新幹線・新大阪駅にも至近距離にあるなど、広域交通 機能が集積しており、交通の利便性に富んでいる。

1 主な自動車専用道路

本市は、国土軸上に位置し、自動車専用道路として、東西方向には北に中国縦貫自動車道、南に名神高速道路が通っている。南北方向には阪神高速道路池田線が通っており、市内から全国の都市へ接続されている。

2 主な一般道路

市域を東西方向に、大阪中央環状線、西宮豊中線-国道479号線(内環状線) 南北方向に国道176号線、国道423号線、大阪南池田線が通っており、この5路線を基幹として、東西に旧大阪中央環状線、原田伊丹線、勝部寺内線、庄本牛立線、南北に阪急西側線、神崎刀根山線を配置し、都市幹線道路ネットワークが形成されている。

3 鉄道・バス

市西部を南北に阪急電鉄宝塚線、市南西部を東西に阪急電鉄神戸線、東部を南北に北 大阪急行電鉄、市北部を東西に大阪高速鉄道(大阪モノレール)が走っており、大阪都 心部はもとより、大阪国際空港やJR新大阪駅にも直結している。また、市域内では阪 急バスがこうした拠点間を結ぶように路線展開しており、通勤・通学や地域の人々の日 常生活の重要な移動手段となっている。

【市内各駅の乗降客数】

(平成16年(2004年) 単位:万人/日)平成17年(2005年)版豊中市統計書

阪急電鉄	庄内	服部	曽根	岡町	豊中	蛍池
	3 . 5	2.6	2.6	2.0	5 . 4	3 . 5

北大阪急行電鉄	緑地公園	千里中央
	3 . 4	8.8

大阪高速鉄道	大阪空港	蛍池	柴原	少路	千里中央
	1.5	1.9	0.7	0.5	2.8

4 空港

本市には、国土交通大臣が直轄で管理・運営する第 1 種空港の大阪国際空港がある。 当空港は、国内主要都市に向け34路線(平成15年(2003年)7月)が就航し、年間に19,317 千人の利用客、160,171千トンの航空貨物の取扱いがあり、人流・物流の重要な拠点となっている(平成17年(2005年)版豊中市統計書)。

第4節 主な施設等

1 建物

本市の建物棟数は、約86,800 棟(平成17年(2005年)4月1日現在)で、このうち木造建物は約59,000 棟と全建物の約68%に当たる。用途別では、住居系建物が約73,000 棟、非住居系建物が13,800 棟である。

2 保育所等の状況

市内の保育所等の状況は、以下のとおりである(平成17年(2005年)版豊中市統計書)。

区分	数	園児・児童・生徒数
保育所	66	4,301人
幼稚園	43	7,640人
小学校	42	21,578人
中学校	21	10,384人

3 社会福祉施設・医療施設

本市における社会福祉施設の状況は、高齢者関係64施設、障害者関係31施設、児童関係48施設、その他3施設となっている(平成15年(2003年)10月1日現在)。

医療施設については、病院19施設(病床数3,688) 有床診療所23施設(病床数145) 無床診療所361、歯科診療所230となっている(平成17年(2005年)版豊中市統計書)

4 千里中央地区

千里中央地区は、千里ニュータウンの中心としてだけでなく、北大阪地域の新都心と して商業・業務、文化、学術、行政サービス機能が集積し、情報発信や人々の交流拠点 となっている。

また、千里中央地区には、北大阪急行「千里中央駅」と大阪モノレール「千里中央駅」の2つの鉄軌道駅があり、北大阪急行の千里中央駅は、北大阪地域で最も利用者が多いターミナル駅となっているとともに、大阪モノレールの千里中央駅は、彩都線の開通もあって利用者が増加傾向にある。

さらに、千里中央地区は阪急バスの発着の拠点として、約4.1万人/日(平成17年(2005年)版豊中市統計書)の乗降客数があり、千里ニュータウン内をはじめ、周辺各地に向けて路線が設定されている。

その他、千里中央地区には、地下街がある。延べ面積は、3,292m²である(消防法施行令別表第1第16項2)。

5 自治会

平成18年(2006年)4月末現在、509組織が結成されており、組織率は、51.7%となっている。

6 自主防災組織

平成18年(2006年)4月末現在、150組織が結成されており、組織率は、75.7%となっている。

7 自動車登録台数

平成17年(2005年)3月末現在、市内で登録されている自動車数は、93,749台、軽自動車数(2輪車含む。)は、70,359台となっている。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市計画においては、基本指針及び府計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とし、海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、本市は、京阪神都市圏の中心都市・大阪市に隣接していることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意する。

第1節 武力攻擊事態等

1 事態想定

武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

武力攻撃事態として、基本指針においては、次に掲げる4類型が示されている。

事 態	類型	
武力攻擊事態	着上陸侵攻	
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	
	弾道ミサイル攻撃	
	航空攻擊	

2 各事態類型の特徴及び留意点

国の基本指針で示されている各事態類型の特徴及び留意点は、下記のとおりである。

事態類型	特徴等
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 【想定される主な被害】 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、

石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

【被害の範囲、期間】

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定される。

【事態の予測・察知】

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が 可能である。

【留意点】

大規模な着上陸の場合は、広範囲にわたる武力攻撃災害が予想されるが、 事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して 広域避難させることが必要となる。

大都市における避難に当たっては、人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難である。このことから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難の指示を踏まえ、対応する必要がある。

ゲリラや特殊部隊に よる攻撃

【攻撃目標となりやすい地域】

都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設など に対する注意が必要である。

【想定される主な被害】

少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、 主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがある。

【事態の予測・察知】

攻撃する者はその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想 定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的 に被害が生ずることも考えられる。

【留意点】

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武 力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機 関が安全確保の措置を講じつつ、適当な避難地に移動させるなど、適切 な対応を行う必要がある。

攻撃当初においては、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことも想 定されることから、平素から、住民に緊急時いかに対応すべきかについ て問題意識を持ってもらうことが必要である。

武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる必要がある。

弾道ミサイル攻撃

【攻撃目標となりやすい地域】

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。(弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核、生物、化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有している。)

【想定される主な被害】

通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

【事態の予測・察知】

発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。

【留意点】

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達 と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火 活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設 や地下街等の地下施設など屋内に避難させ、着弾後に、被害状況を迅速 に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ 避難させる必要がある。

航空攻擊

【攻撃目標となりやすい地域】

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を 最大限に発揮することを攻撃側が意図すれば都市部が主要な目標となる ことも想定される。

ライフラインのインフラ施設などが目標となることもあり得る。

【想定される主な被害】

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

【被害の範囲、期間】

攻撃を行う側の意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

【事態の予測・察知】

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

【留意点】

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を 限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に実施する必要がある。

生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合には、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生、拡大の防止等を実施する必要がある。

第2節 緊急対処事態

1 事態想定

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が 発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後 日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を 含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

国の基本指針においては、緊急対処事態として、次に掲げる4事態例が示されている。 なお、緊急対処事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃等にお ける対処と類似の事態が想定される。

事態	事態例
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

2 各事態例と主な被害

(1) 攻撃対象施設等による分類

事態例	事例と主な被害
危険性を内在する物	事例 【原子力事業所等の破壊】
質を有する施設等に	大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
対する攻撃が行われ	汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
る事態	事例 【石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破】
	爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライ
	フライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
	事例 【危険物積載船への攻撃】
	危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航
	路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
	事例 【ダムの破壊】
	下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
多数の人が集合する	事例 【大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破】
施設、大量輸送機関	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大
等に対する攻撃が行	なものとなる。
われる事態	

(2) 攻撃手段による分類

事態例	事例と主な被害		
多数の人を殺傷する	事例 【ダーティボム(爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾)等の爆発		
特性を有する物質等	による放射能の拡散】		
による攻撃が行われ	ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体によ		
る事態	る被害並びに熱及び炎による被害等である。		
	ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、		
	ガンを発症することもある。		
	小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。(第1編第		
	5 章第 3 節参照)		
	事例 【炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素		
	等の混入】		
	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。(第1編第5		
	章第3節参照)		
	- 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。(第1編第5		
	章第3節参照)		
	事例 【市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布】		
	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。(第1編第5		
	章第3節参照)		
破壊の手段として交	事例 【航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の		
通機関を用いた攻撃	飛来】		
等が行われる事態	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被		
	の大きさが変わる。		
	攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。		
	爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライ		
	フライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。		

第3節 NBC兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、NBC(Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)〕兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、国の基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民保護措置等を実施する。なお、実施に当たっては、国民保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講じるものとする。

攻撃の種別	被害等
核兵器等	【想定される被害】
INV VAR 13	核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は 核爆
	発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、 放射性降
	下物(爆発時に生じた放射能をもった灰)やの中性子誘導放射能(初期核放射
	線を吸収した建築物や土壌から発する放射線)による残留放射線によって生ず
	ర 。
	(熱線、爆風など)及び (中性子誘導放射能)は、爆心地周辺において、
	物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。
	(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降
	下して、広範囲に、外部被ばく(放射性降下物の皮膚付着による被ばく)や内
	部被ばく(放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく)に
	よる、放射線障害などの被害をもたらす。
	【避難、救援、災害対処に係る留意点】
	核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過
	後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。
	核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物
	からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響
	を受けない安全な地域に避難させる必要がある。
	放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風向
	きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等
	による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下
	物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を
	避ける。
	汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく
	管理を適切にすることが重要である。
	医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に
	対応する必要がある。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、
	安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。
	ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と
	放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ
4 th = 00	近傍の地下施設等に避難させる必要がある。 【 想定される被害 】
生物兵器	【恐たC1160版音】 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するま
	での潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した
	ときには、既に被害が拡大している可能性がある。
	生物剤による被害は使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、
	ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なる
	が、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により
	被害が拡大することが考えられる。
	【避難、救援、災害対処に係る留意点】
	生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われ

た場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた 時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのでは なく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

化学兵器

【想定される被害】

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

【留意点】

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を 講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応 じた救急医療を行うことが必要となる。

化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、 当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

第6章 緊急対処事態への対処

第1節 基本的事項

市計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節に掲げるとおりである。

緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規 定により、基本的な事項が定められているほか、第183条の規定により、武力攻撃事態及び 国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。

また、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による 攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保 護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の伝達及び通知を除き、原則 として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2節 緊急対処事態対策本部

市は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方 針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施 する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

第3節 緊急対処保護措置の実施

1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力 攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み 替えは、次表のとおりとする。

武力攻擊事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻擊災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部(長)	緊急対処事態対策本部(長)
武力攻擊	緊急対処事態における攻撃
対処基本方針	緊急対処事態対処方針

2 緊急対処事態における警報

- (1) 国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案 して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域の範 囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。
- (2) 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を伝達、通知すべき関係機関(対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者など)に対し、警報の内容を伝達、通知する。
- (3) 緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章

実施体制の確立

第1節 初動体制の確立

市長は、武力攻撃等が発生する兆候に関する情報を入手した場合や、多数の死傷者が発生し、又は、建造物が破壊されるなどの具体的な被害の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに武力攻撃事態等の認定がない場合(以下「原因不明の事案」という。)において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、迅速かつ的確に初動対処を実施する体制を確立する。

1 武力攻撃等の兆候などに関する情報を入手した場合など

(1) 初動指令部の設置

- ア 府を通じて、武力攻撃等の発生の兆候に関する情報を入手した場合等において、 法務・危機管理担当理事は、各部局危機管理担当を招集し、初動指令部を設置する。
- イ 法務・危機管理担当理事は、適宜、状況等について市長に報告し、その指示を受ける。
- ウ 初動指令部を設置したときは、その旨を府に連絡する。
- エ 初動指令部の設置場所については、危機管理室から各部局危機管理担当に連絡する。

(2) 設置基準

武力攻撃等が発生する兆候等の情報を入手した場合

他市町村において原因不明の事案が発生し、武力攻撃等の可能性が高いと判断される事案であるとの情報を入手した場合

その他法務・危機管理担当理事が必要と認める場合

(3) 初動指令部の組織

- ア 初動指令部は、法務・危機管理担当理事及び各部局危機管理担当をもって組織・ 運営する。部長は、法務・危機管理担当理事をもって充てる。
- イ 初動指令部の事務局は、危機管理室とする。

(4) 初動指令部の所掌事務

- ア 不測の事態に対する対処の備えに関すること
- イ 情報の収集・分析に関すること。
- ウ 府、府警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- エ 職員の配備体制に関すること。
- オ 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。

2 原因不明の事案が発生した場合

(1) 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置

- ア 市域において原因不明の事案が発生した場合は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、当該原因不明の事案の態様に応じて、市災害対策本部又は市危機管理対策本部(以下「市災害対策本部等」という。)を設置し、的確かつ迅速に対処する。
- イ 市の職員(消防職員含む。)は、住民からの通報その他の情報により、原因不明 の事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理室を通じて市長に報告す るとともに、府に連絡する。
- ウ 市災害対策本部等を設置し、又は廃止したときは、速やかに府その他の関係機関 に通知するとともに、その旨を公表する。

(2) 設置基準

市域で原因不明の事案が発生した場合

- ・災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合 災害対策本部
- ・上記に該当しない場合 危機管理対策本部 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市国民保護対策本部設置 の指定がない場合 危機管理対策本部

その他市長が必要であると認めた場合

危機管理対策本部

(3) 市災害対策本部等の組織等

市災害対策本部又は市危機管理対策本部の組織、所掌事務等については、市地域防 災計画又は危機管理対応方針に定めるとおりとする。

(4) 応急対策の実施

市は、現場の状況を踏まえ、必要に応じて、消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。この際、警察官による警察官職務執行法(昭和 23 年法律第 136号)に基づく避難の措置等との連携に留意する。

また、政府による事態の認定が行われたが、本市に対し市国民保護対策本部の設置

の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、国民保護対策本部の設置要請などを行う。

(5) 関係機関への支援要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、知事や他の市町村長等に対し支援を要請する。

3 国民保護対策本部を設置すべき指定がない場合

武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に対し国民保護対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、市域における不測の事態が発生した場合や避難住民等の受け入れ、他市町村の応援等を実施する場合に備え、市危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報の収集、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、生活関連等施設などの警戒状況の確認等を行う。

《表:事案の状況に応じた体制》

事態認定	事案の状況等	体制	職員の配備
なし	武力攻撃等の兆候に関する情報を入手	初動指令部	初動指令部の構成員
	他市町村で原因不明の事案発生		危機管理室職員
	市域で原因不明の事案発生	災害対策本部 事案の態様が災害対策 基本法第2条第1号に規 定する災害に該当する 場合 危機管理対策本部 事案の態様が災害対策 基本法第2条第1号に規 定する災害に該当しな い場合	地域防災計画に基づき配備 地域防災計画に定める配備体制を準用
あり	市対策本部設置の指定がない	危機管理対策本部	地域防災計画に定め る配備体制を準用

4 勤務時間外等の体制

勤務時間外等においては、消防本部及び守衛は、市民、関係機関等から情報を得た場合は、直ちに法務・危機管理担当理事に連絡することとする。

連絡を受けた法務・危機管理担当理事は、関係機関との連絡調整を行うとともに、速やかに活動体制を確立する。

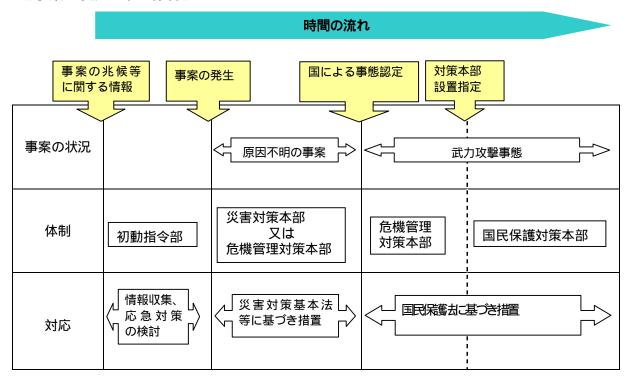
消防本部は、市長部局での体制が整うまでの間、事案の状況等について市長に報告し、

その指示を受け、情報の収集・整理、事案への対処など、必要な措置を講じる。

5 国民保護対策本部への移行

市災害対策本部等を設置した後に、政府において事態等の認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、市災害対策本部等を廃止し、直ちに国民保護対策本部を設置する。

【事案の状況と市の体制】



第2節 市国民保護対策本部の設置等

1 市国民保護対策本部の設置

事案の発生後、国において事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)・知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。

市長は、市が対策本部を設置すべき地方公共団体に指定されていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総

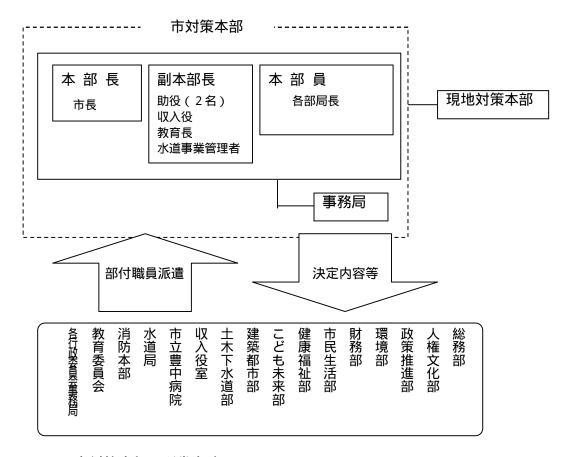
理大臣に対し知事を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(1) 役割

市対策本部は、市が市域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 組織

市対策本部の組織は下記のとおりとする。



(3) 市対策本部の所掌事務

- ア 国民保護措置の実施に関すること。
- イ 情報の収集、伝達に関すること。
- ウ 職員の配備に関すること。
- エ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- オ 他市町村との連携に関すること。
- カ 現地対策本部の設置に関すること。
- キ 府の現地対策本部との連携に関すること。
- クその他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

(4) 各部局等の所掌事務

ア 各部局等は、市対策本部の決定内容等を踏まえ、国民保護措置を実施する。

- イ 各部局等の長は、市対策本部との円滑な連絡調整を図るため、市対策本部に支援 要員として部付職員を派遣する。
- ウ 各部局等の長は、国民保護措置の実施状況に応じて、他部局等へ所属職員を派遣するなど、相互に応援するものとする。
- エ 各部局等の主な所掌事務は下記のとおりとする。

エ 各部局寺の	王な所掌事務は下記のとおりとする。
総務部	1.庁舎の管理に関すること
	2.市対策本部の施設及び設備に関すること
	3.24 時間対応体制の場合における職員の仮眠場所の確保及び給食支給に関
	すること
	4.職員の動員及び配備の総合調整、職員参集状況の取りまとめ及び報告に関
	すること
	5.従事職員の公務災害補償等に関すること
	6.被災職員の援助に関すること
	7.国民保護措置に係る物品、応急資機材、災害復旧資機材の調達及び工事等
	の契約に関すること
	8.食料、生活必需品等の救援物資の調達に関すること
	9.不服申立、訴訟等の処理に関すること
	10.市所有の車両の確保に関すること
	11.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対する
	報告含む。)
	12.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民の誘
	導に関すること
	13.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関する
	こと(取りまとめ部局に対する報告含む。)
1 1/2 ->- /1, >=	14.各部の応援に関すること
人権文化部	1.外国人の保護に関すること
	2.自治会との連絡調整に関すること
	3.(財)とよなか国際交流協会との連絡調整に関すること
	4.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対する報
	告含む。)
	5.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民の誘導
	6.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関するこ
政策推進部	と(取りまとめ部局に対する報告含む。)
以水油定品	1.地域での警報等の伝達に係る調整に関すること
	2.避難住民の誘導に係る調整に関すること(運送手段の確保含む。)
	3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関する調整に関すること 4.警戒区域の設定に伴う現場対応に係る調整に関すること
	4. 言州区域の設定に行う現場対心に係る調整に関すること
	1.相談窓口に関すること(安否情報の照会窓口含む。)
	2.地域での警報等の伝達に関すること
	3.避難住民の誘導に関すること
	4.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること
	5.し尿、ごみ及び廃棄物の処理に関すること
	0.0% この及り元本的のだだに関すること

	6.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること	
	7.生活支障物の除去に関すること	
	8.一時集合場所の確保に関すること	
	9.仮設トイレの設置に関すること	
	10.豊中市伊丹市クリーンランドとの連絡調整に関すること	
	11.物資の輸送等、健康福祉部の応援に関すること	
財務部	1.地域での警報等の伝達に関すること	
	2.避難住民の誘導に関すること	
	3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること	
	4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること	
	5.府・国税等の減免措置等の把握に関すること	
	6.建物の被害状況等の把握に関すること	
	7.武力攻撃事態等における応急財政措置に関すること	
	8.国民保護措置関係経費の取りまとめに関すること	
	9.国に対する負担金の請求に関すること	
	10.市民生活部の応援に関すること	
市民生活部	1.安否情報の収集に係る集約に関すること	
150001111	2.安否情報の提供窓口に関すること(電話、FAX、E-mail等による照会対応)	
	3.商工会議所との連絡調整に関すること	
	4.府・関係機関からの救援用の食料・生活必需物資の調達及び出納管理に関	
	4.10 月が成月からの秋坂市の長行・王市の市物質の嗣廷及の山澗昌珪に関すること	
	9 a C C 5 . 量販店等の営業状況調査に関すること	
	6.量販店等の早期の営業再開、適正な物資等の供給等の要請に関すること	
	7.物価の実態に関する情報の収集に関すること	
	8.義援金品の受領、出納管理及び礼状に関すること	
	9.事業者の相談に関すること	
	10.事業者向け融資に関すること	
	11.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対する	
	報告含む。)	
	12.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民	
	導に関すること	
	13.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関する	
	こと(取りまとめ部局に対する報告含む。)	
健康福祉部	1.在宅の高齢者、障害者の保護に関すること	
	2.社会福祉施設等の入所者の保護に関すること	
	3.社会福祉協議会との連絡調整に関すること	
	4.日本赤十字社との連絡調整に関すること	
	5.遺体に対する必要措置に関すること	
	6.避難住民等の生活安定のための貸付資金に関すること	
	7.医療救護の提供及び助産に関すること	
	8.府、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関への医療救護活動の要請に	
	関すること	
	9.避難住民等の健康維持活動に関すること	
	10.環境衛生の確保、感染症の予防、消毒の実施に関すること	
	11.食中毒の防止及び発生時の対応に関すること	
	12.福祉サービスの提供に関すること	

13. (財)医療保健センター、豊中保健所等との連絡調整に関すること		
10. (別) 区場体度ピング 、 豆干体度が存むの産品調査に関すること		
14.介護保険事業者との連絡調整に関すること		
15.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対	する	
報告含む。)		
16.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民	の誘	
導に関すること		
17.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関	する	
こと(取りまとめ部局に対する報告含む。)		
18.生活必需品等のとりまとめ・清算に関すること		
19.食料・生活必需品等の搬送・配給に関すること		
20.備蓄食料の供給に関すること		
こども未来部 1.保育所等所管する施設の児童の保護に関すること		
2.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対す	る報	
告含む。)	O 112	
3.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民の	蒸道	
に関すること	H) 7-3-	
4.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関す	a.	
と(取りまとめ部局に対する報告含む。)	<i>-</i>	
5. 留守家庭児童会における児童の保護に関すること		
建築都市部 1.地域での警報等の伝達に関すること		
2.避難住民の誘導に関すること		
3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること		
3. 返避の指示に行う住民への伝達及の誘導に関すること		
5.避難住民入居用住宅の確保に関すること		
6.住宅の応急修理に関すること		
7.建物への立入制限等に関すること	7 ±D	
8.所管に属する避難所の管理運営に関すること(取りまとめ部局に対す	も数	
告含む。)	- 	
9.所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民の		
に関すること	+ 7	
10.所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関	9 ත	
こと(取りまとめ部局に対する報告含む。)		
11.住宅協会との連絡調整に関すること		
12.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること		
13. 健康福祉部の応援に関すること		
土木下水道部 1.地域での警報等の伝達に関すること		
2.避難住民の誘導に関すること		
3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること		
4.交通規制の実施に関すること		
5.輸送路の確保に関すること		
6.避難路・交通規制・輸送路等、道路情報の収集に関すること		
7.防疫業務に関すること		
8.水防に関すること		
9.道路の管理に関すること		
10.生活支障物の除去に関すること		
11.下水道施設の管理に関すること		

12. 被災者の救出に関すること 13. 警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 14. 健康福祉部の応援に関すること 型中病院 1. 各部の応援に関すること 豊中病院 1. 医療救護の実施に関すること 2. 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関すること 3. 遺体の検案に関すること 4. 市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5. 医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6. 避難住民等の健康維持活動に関すること 7. 市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8. 市内各病院への警報等の伝達に関すること 2. 避難住民の誘導に関すること 3. 退避の指示に付きは民への伝達及び誘導に関すること 4. 警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5. 飲料水の衛生確保に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 水道応設の管理に関すること 8. 水道施設の管理に関すること 9. 水道に係る広域応援に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 5. 避難住民の誘導に関すること 6. 生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 7. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8. 消火・救助・救急に関すること 9. N B C 攻撃災害への対処に関すること
14. 健康福祉部の応援に関すること
収入役室 1.各部の応援に関すること 豊中病院 1.医療救護の実施に関すること 2.広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関すること 3.遺体の検案に関すること 4.市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
豊中病院 1.医療教護の実施に関すること 2.広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関すること 3.遺体の検案に関すること 4.市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院への警報等の伝達に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること 8.消火・救助・救急に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
2. 広域応援要請及び後方医療機関への搬送に関すること 3.遺体の検案に関すること 4. 市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5. 医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6. 避難住民等の健康維持活動に関すること 7. 市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8. 市内各病院への警報等の伝達に関すること 2. 避難住民の誘導に関すること 2. 避難住民の誘導に関すること 3. 退避の指示に伴うほ民への伝達及び誘導に関すること 4. 警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5. 飲料水の衛生確保に関すること 5. 飲料水の衛生確保に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 水道水の安定給水に関すること 8. 水道施設の管理に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 3. 患者の搬送に関すること 4. 地域での警報等の伝達に関すること 5. 避難住民の誘導に関すること 5. 避難住民の誘導に関すること 6. 生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8. 消火・救助・救急に関すること 8. 消火・救助・救急に関すること
3.遺体の検案に関すること 4.市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安全給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
4.市内各病院に収容された傷病者等に関する情報の収集に関すること(豊中病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
病院に収容された傷病者等に係る安否情報については、取りまとめ部局に対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 1.地域での警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
対する報告含む。) 5.医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 1.地域での警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
5. 医薬品等の確保及び供給活動に関すること 6. 避難住民等の健康維持活動に関すること 7. 市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8. 市内各病院への警報等の伝達に関すること 1. 地域での警報等の伝達に関すること 2. 避難住民の誘導に関すること 3. 退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4. 警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5. 飲料水の衛生確保に関すること 6. 応急給水に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 水道水の安定給水に関すること 8. 水道施設の管理に関すること 9. 水道に係る広域応援に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 3. 患者の搬送に関すること 4. 地域での警報等の伝達に関すること 5. 避難住民の誘導に関すること 6. 生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8. 消火・救助・救急に関すること
6.避難住民等の健康維持活動に関すること 7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 1.地域での警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 5.遊難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
7.市内各病院の被害状況等の把握に関すること 8.市内各病院への警報等の伝達に関すること 1.地域での警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
8.市内各病院への警報等の伝達に関すること
水道局 1.地域での警報等の伝達に関すること 2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
2.避難住民の誘導に関すること 3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
3.退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること 4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
4.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること 5.飲料水の衛生確保に関すること 6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
5. 飲料水の衛生確保に関すること 6. 応急給水に関すること 7. 水道水の安定給水に関すること 8. 水道施設の管理に関すること 9. 水道に係る広域応援に関すること 1. 市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2. 被災者の捜索・救出に関すること 3. 患者の搬送に関すること 4. 地域での警報等の伝達に関すること 5. 避難住民の誘導に関すること 6. 生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7. 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8. 消火・救助・救急に関すること
6.応急給水に関すること 7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
7.水道水の安定給水に関すること 8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
8.水道施設の管理に関すること 9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
9.水道に係る広域応援に関すること 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
消防本部 1.市対策本部の体制が整うまでの間における初動対応に関すること 2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
2.被災者の捜索・救出に関すること 3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
3.患者の搬送に関すること 4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
4.地域での警報等の伝達に関すること 5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
5.避難住民の誘導に関すること 6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
6.生活関連等施設の安全確保に対する支援に関すること 7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
7.危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止に関すること 8.消火・救助・救急に関すること
8.消火・救助・救急に関すること
9.NBC攻撃災害への対処に関すること
10.退避の指示、警戒区域の設定に関すること
教育委員会 1.児童・生徒の保護に関すること
2.児童・生徒の応急教育等に関すること
3.学用品の給与に関すること
4.学校施設等の応急復旧等に関すること
5.就学援助又は保育料の減免に関すること
6.全避難所及び避難者用の救援物資の取りまとめに関すること
7.所管に属する避難所の管理運営に関すること
8. 所管に属する避難所及びその周辺における警報等の伝達、避難住民の誘導
に関すること
9. 所管に属する避難所における避難住民の安否情報の収集・提供に関するこ
と(取りまとめ部局に対する報告含む。)
10.給食に関すること
農業委員会事務局 1.農業者の相談に関すること

	2.農業者向け融資のあっせんに関すること
	3.市民生活部との連携に関すること
各行政委員会事務局	1.各部の応援に関すること

各部局等の共通事項

- 1. 広域応援、ボランティア等の受入れ体制の整備に関すること
- 2. 通信手段の確保と情報連絡に関すること
- 3.市民の要望等の早期解決に関すること
- 4. 公共施設の応急措置に関すること
- 5.対策本部(事務局)との連絡調整に関すること
- 6.部局内における国民保護措置の実施状況等の対策本部(事務局)への報告に関すること
- 7. 警報等の伝達、避難住民の誘導に係る応援に関すること
- 8. 退避の指示に伴う住民への伝達及び誘導に関すること
- 9.警戒区域設定に伴う現場対応に関すること
- 10.部局内の所管に属する被害情報及び応急対策に関する情報の収集・伝達に関すること
- 11.所管施設の応急復旧に関すること
- 12.所管施設・機関その他関係機関等への警報等の伝達・通知に関すること
- 13.総合相談窓口への職員の派遣に関すること
- オ 市全域が要避難地域となる場合には、各部局等の所掌事務に関わりなく、全庁体制で警報等の伝達、避難住民の誘導にあたるものとする。
- カー市長は、必要に応じて、市議会に対し、市議会事務局職員の応援を要請する。

(5) 消防団の所掌事務

消防団の主な所掌事務は下記のとおりとする。

消防団	1.消防本部の活動支援に関すること
	2.管轄地域の被害情報の収集に関すること
	3.警報等の伝達に関すること
	4.避難住民の誘導に関すること

(6) 市対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。

(7) 市対策本部の事務局

市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長は、法務・危機管理担当理事をもって充てる。また、事務局に次に掲げる班を置く。

【事務局の編成】

職・班名	担当職	主な事務分掌
事務局長	法務・危機管理担当理事	1.事務局の総括
副事務局長	行財政再建対策監 情報政策担当理事	1.事務局の総括補佐
統括班	危機管理室長	1.市対策本部の運営に関すること 2.市対策本部会議に関すること 3.市が実施する国民保護措置に関する総合調整に関すること 4.本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること 5.本部長(市長)が決定した方針に基づく各班に対する具 体的な指示に関すること
対策班	行財政再建対策室長	 2.他市町村への応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等広域応援に関すること 3.府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること 4.各部、現地対策本部との連絡調整に関すること 5.府対策本部との連絡調整に関すること 6.関係機関との相互連携・調整に関すること 7.府、国等への被害状況及び国民保護措置の実施状況の報告、記録に関すること
情報収集班	情報政策室長	1.被害状況、国民保護措置の実施状況等、各部からの情報 収集に関すること 2.国、府、他市町村等関係機関からの情報収集に関すること 3.情報端末に係る通信回線や通信機器の確保に関すること 4.防災無線に関すること 5.通信機器(防災無線、ケーブ・ドラレビ、電子メール)を手段と した警報等の伝達に関すること
情報管理班	法務室長	1.情報収集班が収集した情報の整理及び集約に関すること 2.各部局等への情報伝達に関すること 3.対策本部会議の資料作成に関すること
広報班	広報広聴課長	1.被災状況や国民保護措置の実施状況など住民への情報提供に関すること 2.報道機関との連絡・調整に関すること 3.豊中・池田ケーブルネットとの連絡調整に関すること 4.広報車の配置調整に関すること 5.市ホームページを手段とした警報等の伝達及び情報提供に関すること
総務班	秘書課長	1.対策本部長及び副本部長の秘書に関すること 2.対策本部員の食料の調達等庶務に関すること 3.視察及び見舞者の接遇に関すること 4.義援金品の受入れ及び礼状に関すること

(8) 市対策本部の開設

ア 法務・危機管理担当理事は、市役所第2庁舎3階会議室に市対策本部を開設する

とともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

- イ 市庁舎が被災した場合など市対策本部を庁舎内に設置できない場合は、消防本部 庁舎5階又は水道局庁舎4階において設置する。
- ウ 市域を越える避難が必要で、市域内に市対策本部を開設することができない場合 には、知事及び避難先の市町村長と市対策本部の開設場所について協議を行う。
- エ 本部長は、市対策本部を設置したときは、市議会に対策本部を設置した旨を連絡 するとともに、府に対して連絡する。

(9) 市対策本部員等の参集

法務・危機管理担当理事は、市対策本部員、事務局員等に対し、あらかじめ定めた 連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

(10) 市対策本部長の権限

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

総合調整	市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要が	
	あると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調	
	整を行う。	
総合調整の要請及び要	府対策本部長に対し、府及び指定(地方)公共機関が実施する国	
請の求め	民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。	
	府対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共	
	機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請	
	することを求める。	
	この場合において、総合調整を要請する理由、総合調整に関係す	
	る機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。	
情報の提供の求め	府対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合	
	調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を	
	求める。	
国民保護措置に係る実	総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域	
施状況の報告又は資料	に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出	
の求め	を求める。	
措置の実施の求め	市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必	
	要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。	
	この場合において、措置の実施を要請する理由、要請する措置の	
	内容等、当該「求め」の趣旨を明らかにして行う。	

2 職員の配備

(1) 職員の配備指令

ア 市長は、対策本部を設置すべき地方公共団体として指定をした旨の通知を受けたときには、直ちに、全職員による配備を法務・危機管理担当理事に指令する。

(ア) 勤務時間外

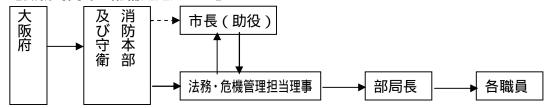
法務・危機管理担当理事が各部局長に連絡し、各部局長は、所属職員に対し、 あらかじめ定めた連絡網に基づき、勤務場所へ参集するよう連絡する。

(イ) 勤務時間内

法務・危機管理担当理事が各部局長に連絡し、各部局長は各職員に伝える。

- イ 市長は、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、全職員による配備の 規模を段階的に縮小することができる。
- ウ 各部局長は、市長の配備指令に基づいて所属部局の職員を非常招集したとき、又 は職員が自主参集したときは、その動員の状況を把握し、職員の動員を所掌する部 局等の長を通じて速やかに市長に報告する。
- エ 職員の配備に当たっては、武力攻撃災害の発生による道路損壊や交通の途絶、職員や家族が被災した場合等を考慮し、職員の確保を図るとともに、参集が不可能になった場合に当該職員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底する。
- オ 職員は、参集に当たっては、武力攻撃災害の状況等の情報を確認するなどして、 自らの安全確保に十分に留意する。

【勤務時間外の配備通達ルート】



(2) 職員等の活動環境

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、国民保護措置全般に大きな支障を及ぼすため、市長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

市長は、職員等が国民保護措置を実施するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の武力攻撃等発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前 に確保し、国民保護措置の実施に全力を傾注する。

各部局等においては、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

3 現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策

本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対 策本部の事務の一部を行うため、現地における安全性を確認した上で、現地周辺の適切 な場所に、市現地対策本部を設置する。

(1) 組織

現地対策本部における本部長、副本部長、本部員は、市対策本部長が指名する。

(2) 現地対策本部の所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること。
- イ 市が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- ウ 現地における関係機関との連絡に関すること
- エ その他必要な事項に関すること。

(3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

4 夜間・休日等における対応

消防本部は、夜間休日等において、事態が逼迫している状況にあって、市長部局の体制が整うまでの間、市長に武力攻撃事態等の状況を報告し、指示を受け、消防団と連携して、警報の伝達や武力攻撃災害への対処など、初動時における必要な措置を講じる。

5 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)・知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第3節 関係機関との連携協力の確保

市は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

1 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。 また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等に より、これらの現地対策本部と緊密な連携を図る。

2 府への措置要請等

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要 に応じて、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。い ずれの場合も、市長等は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにし て行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)を防衛庁長官に要請するよう求める。

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにして、文書により 行うものとする。ただし、事態が切迫しているなどにより文書によることができない場 合は、口頭で行うこととする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考になるべき事項

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該市域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛庁長官(市域を担当区域とする大阪地方協力本部長又は市国民保護協議会の委員たる隊員)に対して連絡する。

なお、想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおりである。

避難住民の誘導

(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)

避難住民等の救援

(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等 武力攻撃災害への対処

(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等)

武力攻撃災害の応急の復旧

(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

4 指定(地方)公共機関への措置要請

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係する指定(地方)公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要 な要請を行う。

この場合において、市長等は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容 等をできる限り具体的に明らかにする。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

この場合において、応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結 されているときは、その協定等に基づいて行う。

(2) 府に対する応援の要求

市長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

市が、国民保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

6 指定(地方)行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定(地方)行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定(地方)行政機関の 長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社を いう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市長等は、当該要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国 民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、あっ せんを求める。

(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請

市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国 民保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、 職員の派遣について、あっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市長等は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を 実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合 など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

- イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、下記の事項を市議会に報告するとともに、市長は公示を行い、府に届け出る。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

(2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援等

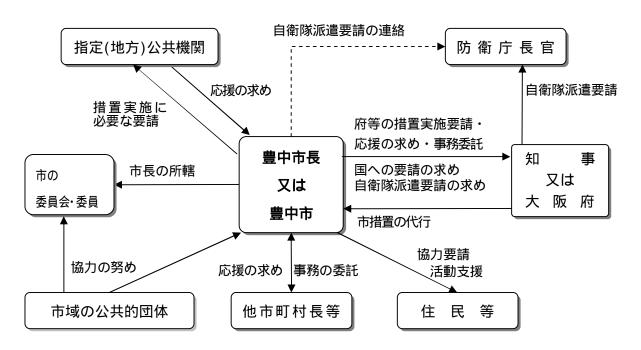
市は、指定(地方)公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 住民等の自発的な協力との連携

市長等は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判

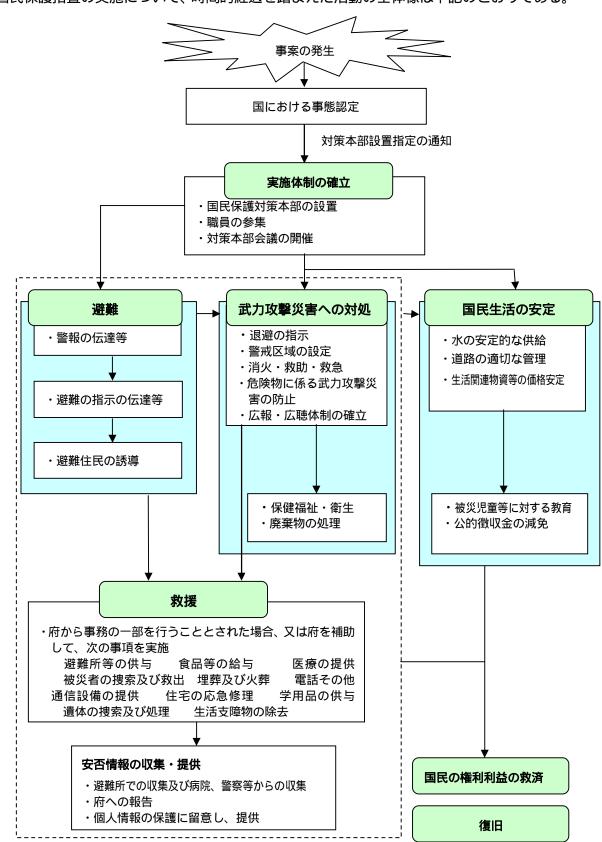
断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

《図:関係機関相互の連携協力》



第4節 武力攻撃事態等への対処の全体像

国民保護措置の実施について、時間的経過を踏まえた活動の全体像は下記のとおりである。



第2章 住民の避難

第1節 警報及び緊急通報

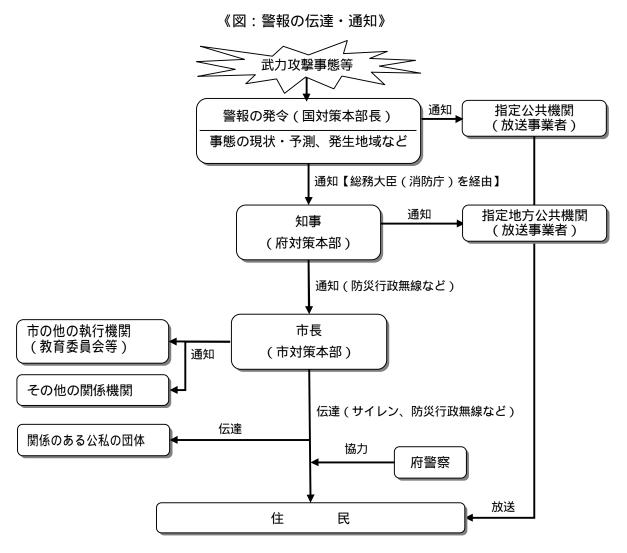
1 警報

(1) 警報の伝達・通知の流れ

	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必
	要があると認めるときは、警報を発令
	【警報に定める事項】
国対策本部長	武力攻撃事態等の現状及び予測
	武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる
	地域
	その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市
知事	町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関
	に通知
	知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及
市長	び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関
	その他の関係機関に通知

(2) 警報の伝達・通知先

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を住民及び社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関その他の関係機関に通知する。



(3) 警報の伝達方法

- ア 市長は、原則として、下記要領により、警報を広く伝達する。
 - (ア) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれる場合原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - (イ) 武力攻撃が迫り、又は発生したと認められる地域に含まれない場合 原則として、サイレンを使用せず、下記イに掲げる手段により周知する。 なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して周知する。
- イ 市長は、同報系防災行政無線以外に、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、 他の手段により必要な情報を伝達できるよう、下記の複数の手段により、曜日、時 間帯にも配慮し、住民に確実に警報の伝達を行う。

広報車

電話

ファクシミリ

市ホームページ

ケーブルテレビ (緊急情報提供システム)

地域住民組織や関係団体への協力依頼

登録者への電子メール配信

その他市が保有するあらゆる手段を活用

- ウ 消防本部は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行う。
- エ 消防団は、保有する車両等を活用し、伝達を行うほか、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行う。
- オ 市は、府警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報 の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(4) 災害時要援護者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者 に配慮し、迅速に伝達する。

ア 在宅の災害時要援護者

市は、あらかじめ作成しておいた情報伝達において配慮すべき対象者のリスト等に基づき、障害者ファクシミリ、重度障害者等安否確認制度の枠組み等を活用するなどして、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の住民組織及び地域住民の協力を得て、伝達する。

イ 社会福祉施設入所者及び病院入院患者

市は、府との役割分担を踏まえ、事前に対象となる社会福祉施設及び病院を把握 し、施設管理者と事前に協議の上、定めた方法により伝達する。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人

市は、情報伝達にあたり、(財)とよなか国際交流協会への協力依頼や、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

(5) 警報の解除

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

2 緊急通報

(1) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 発見者の通報

武力攻撃災害の兆候(武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など)の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

イ 市長への通報

消防吏員、警察官、海上保安官は、発見者から通報を受けたときは、速やかに、 その旨を市長に通報し、市長に通報することができないときは、速やかに、知事に 通報することとされている。

ウ 知事への通知

市長は、通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

エ 近隣市町長への連絡

市長は、武力攻撃災害が近隣市町にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町長に連絡する。

(2) 緊急通報発令の流れ

	1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合
	において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止する
	ため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報
	を発令
知事	【緊急通報の内容】
	武力攻撃災害の現状及び予測
	その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	2 緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市町村長、府
	の他の執行機関並びに関係指定(地方)公共機関に通知
	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び
市長	関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、
	その他の関係機関に通知

(3) 緊急通報の伝達・通知

緊急通報の発令・解除の伝達・通知方法については、警報の場合と同様とする。

《図:緊急通報の流れ》 武力攻撃災害の兆候など 発 見 者 通報 消防吏員 通報 通報 警察官 海上保安官 通報 市 長 通知 通知 関係機関 知 事 武力攻撃災害の発生など 報告 国対策本部長 通知 緊急通報の発令(知事) 府の他の執行機関 通知 指定(地方)公共機関 (公安委員会・教育委員会) 災害の現状・予測など (放送事業者) 通知 通知 市の他の執行機関 市 長 その他の関係機関 協力 府 警 察 伝達 放送 住 民 等

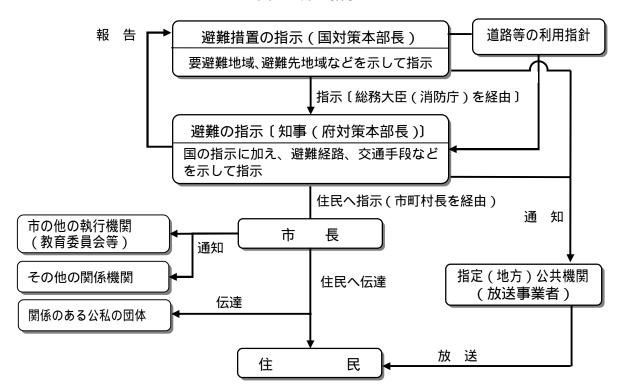
第2節 避難の指示・退避の指示

1 避難の指示

(1) 避難の指示の流れ

	警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めると
	きは、要避難地域及び避難先地域(避難経路地域を含む。)の知事に
	対し、直ちに避難措置を指示
国対策本部長	【避難措置の指示の内容】
	住民の避難が必要な地域(要避難地域)
	住民の避難先となる地域 避難経路地域を含む。(避難先地域)
	住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
	避難措置の指示を受けたときは、市町村長を経由して、要避難地域
	の住民に対し、直ちに、避難を指示
	【避難の指示の内容】
知事	国対策本部長から示された避難措置の指示の内容
	主要な避難の経路
	避難のための交通手段
	その他避難の方法
市長	避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民及び
	関係のある公私の団体へ伝達

《図:避難の指示》



(2) 避難の指示に伴う措置

- ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、できる限り速やかに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体へ伝達する。
- イ 市長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況 について、収集した情報を迅速に府に提供する。

2 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃げるよう、退避の指示を行う。なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

【避難の指示との相違】

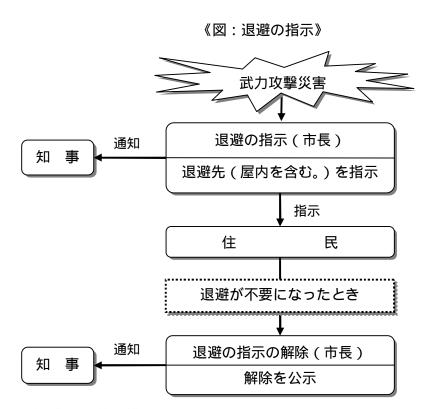
「避難の指示」は、国の対策本部長の「避難措置の指示」を受けて、避難先、避難の経路、避難の方法等を明示して知事が行うものであり、「退避の指示」とは異なる。

【退避の指示の例】

- 「 町×丁目、 町 丁目」地区の皆様にお知らせします。屋外での移動は危険です。近くの頑丈な建物や建物の地下に避難してください。
- 「 町×丁目、 町 丁目」地区の皆様にお知らせします。 地区の (一時)避難場所に避難してください。

(1)退避の指示者

3	指示者	退避の指示を行う要件					
			武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害				
市	長		拡大を防止するため、「特に」必要がある				
			と認めるとき				
			武力攻撃災害から住民を保護し、又は災害				
知	知 事	武力攻撃災害が発生し、	拡大を防止するため、「緊急の」必要があ				
		又は	ると認めるとき				
荀女	察官	発生するおそれがある場合	市長又は知事による退避の指示を待つい				
			とまがないと認めるとき				
/母丄	海上保安官		市長又は知事から要請があったとき				
<u> </u>	第官		上記の者すべてが指示できないと認める場				
H 1	利 丘		合に限り				



(2) 退避の指示に伴う措置

- ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住 民に伝達するとともに、知事その他関係機関に通知する。なお、市域を越える退避 の指示をしたときは、退避先地域を管轄する市長に連絡する。
- イ 市長は、退避の指示を解除したときは、広報車、立看板等住民が十分に了知でき

る方法でその旨を公示するとともに、知事その他関係機関に通知する。

ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を 受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、 退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ない と考えられるときには、屋内への退避を指示する。

- ア NBC(核・生物・化学兵器等)攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気の接触が少ない屋内の場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合 において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるお それが少ないと考えられるとき。

(4) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及 び府からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等につい ての最新情報を共有するほか、府警察、海上保安部等などと連携を密にし、活動時 の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際に は、市長は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聴くなど、安全 確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急 の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず 特殊標章等を交付し、着用させる。
- (5) 人口密度が高いことに対する配慮

第4編第2節4(1)イ参照

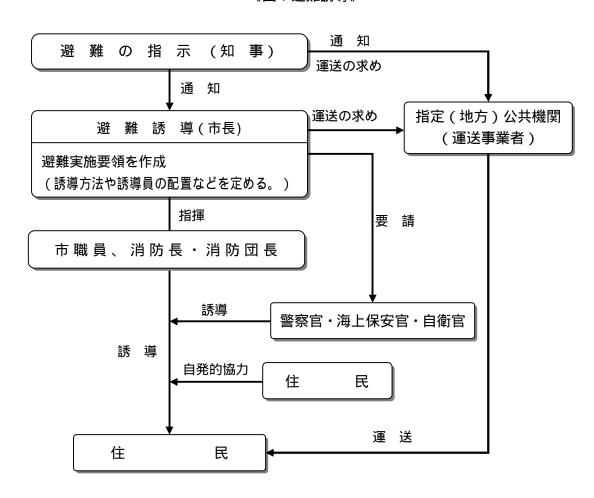
第3節 避難誘導

1 避難誘導の流れ

(1) 市長は、住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、 避難実施要領を定め、その内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、

関係機関に通知する。

(2) 市長は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。



《図:避難誘導》

2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、最も適切なパターンを選ぶなどして、関係機関(市の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊等)の意見を聴いた上で、直ちに避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

【避難実施要領に定める事項】

避難経路、避難手段その他避難方法に関する事項

避難誘導の実施方法、関係職員の配置その他避難誘導に関する事項 上記のほか、避難の実施に必要な事項

(2) 緊急時における避難実施要領の作成

市長は、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、 法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。

(3) 避難実施要領の修正

市長は、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領を変更する。

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に留意して行う。

避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態の決定) 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

避難誘導手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時集合場所の選定)

要援護者の避難方法の決定

避難経路や交通規制の調整(府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との連絡)

職員の配置(各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(5) 避難実施要領の伝達・通知

ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット(ホームページへの掲載) 広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

- イ 市長は、市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方 協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ウ 市長は、放送事業者に連絡する。

3 避難住民の誘導

(1) 市職員等による避難誘導

- ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防長及び消防団長 を指揮し、避難住民の誘導を行う。
- イ 市長は、安全を十分確認した上で、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市の職員等には、腕章、旗及び特殊標章等を携行させる。
- ウ 市長は、時間の経過とともに変化する事態の状況等に機敏に対応するため、現場 連絡要員を配置する等により、現場に配置する誘導要員と市対策本部間の情報連絡 体制を確保する。
- エ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、 学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。
- オ 市長は、避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけ や戸別訪問等により確認する。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に 基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。
- カ 市長は、避難住民の誘導に当たって、必要に応じ、府と連携して、食料・飲料水 や医療の提供などを行う。
- キ 市長は、時間的余裕がある場合には、必要に応じて、自主防災組織や自治会等の 地域住民の協力を得て、集合場所等において、避難者名簿を作成する。
- ク 消防本部及び消防署は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施する。
- ケ 消防団は、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(2) 関係機関等との連携

- ア 市長は、市職員、消防職員及び消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対して、警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導を要請する。
- イ 市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町村長と次のような調整 を行う。
 - (ア) 避難実施要領を定めるときは、避難先地域(避難経路を含む。)を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、これを定めたときは、当該市町村長に連絡する。

- (1) 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域(避難経路を含む。)を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。
- (ウ) 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域 の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。
- ウ 市長は、府域を越えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請する。
- エ 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者 に対し、安全の確保に十分配慮した上で、誘導に必要な援助について、自発的な協 力を要請する。

(3) 運送事業者である指定(地方)公共機関との調整

市長は、住民を避難誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整の上、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的事項の調整を行う。

なお、市域を越えて避難住民の運送が必要となる場合又は複数の市長による運送の 求めが競合する場合は、知事が運送の求めを行うこととされている。

(4) 災害時要援護者の避難誘導

- ア 市長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優 先的に避難誘導する。
- イ 市長は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。
- ウ 市長は、病院、社会福祉施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施する。
- エ 市長は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、府、 府警察、海上保安部長等及び自衛隊に協力を要請する。

(5) 曜日、時間帯に応じた避難誘導

ア 市長は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は児童・生 徒を保護者へ引渡しできる場合を除き、事業所、学校、保育所等の児童福祉施設な どを単位として避難ができるよう関係者に避難誘導の補助等について協力を要請 し、避難誘導を行う。

- イ 市長は、他市町村からの通勤・通学者等が速やかに帰宅等できるよう、鉄道等の 公共交通機関の運行状況や周辺の道路(歩道)状況に関する情報等を提供する。
- ウ 市及び市教育委員会は、避難までに時間的余裕がない場合、又は児童・生徒を保護者へ引渡しができない場合においては、教職員等が児童・生徒と行動を共にして 避難する(留守家庭児童会実施中含む。)。
- エ 市長は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の 事故防止、住民の不安軽減を図る。

(6) 安全の確保

誘導要員に対して、二次被害を生じさせることのないよう、市対策本部で集約している最新の情報を、現場連絡要員等を通じて適時適切に提供し、避難住民及び現場で避難誘導を行う者の安全を確保するとともに、避難住民の混乱の防止等に努める。

その際、住民の不安軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報をも提供するものとする。避難誘導を行う機関は、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。

(7) 避難住民の復帰のための措置

避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私の団体へ 伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰の ために必要な措置を行う。

(8) 人口密度が高いことに対する配慮

第4編第2節4(1)ア及びイ参照

4 事態想定を踏まえた避難

市長は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃事態等の特徴、留意点などを踏ま え、避難誘導を行う。

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

ア 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり事前の準備が可能であることから、戦闘が予想される地域から先行して、市域外の避難先地域へ避難させることとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難させる。

その際、公共交通機関(鉄道・長距離バスなど)や借上バスを利用して、要避難 地域の住民は、他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にいる通勤・通学者等 は、他市町村・他府県にある自宅等へ避難させる。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を短期間で遠方へ避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、国対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難指示を踏まえ、適切に対応することとする。

イ ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが 一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その 後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難させる。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合(通常弾頭)

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、さらに、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難させる。

エ 航空攻撃の場合(通常弾頭)

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難させる。

オ 緊急対処事態の場合

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による 攻撃等と類似の事態が想定されるため、それに準じた避難を行う。

(2) NBC攻撃における避難

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物 や残留放射線によって生じる。また、熱線・爆風等及び残留放射線は爆心地周辺に おいて、放射線降下物は爆心地付近から、逐次、風下方向に拡散して、被害をもた らす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心 地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート造り等の堅ろうな建物などの屋内 へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受 けない安全な地域に避難させる。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難させ

る。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借上バスを利用して、他市町村・ 他府県にある避難施設や自宅等へ避難させる。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、既に被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難させる。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤(例:サリン)は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、 攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は 風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

《表:府が類型化した避難パターン》

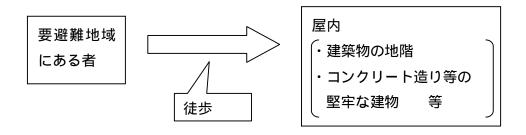
事態想定	移動の距離	時間的余裕	避難手段	
・ゲリラ・特殊部隊による攻撃				
・弾道ミサイル攻撃(通常弾頭))	<i>+</i> > 1	原則として徒歩	
・航空攻撃 (通常弾頭)	近くへ避難	なし		
・緊急対処事態				
・弾道ミサイル攻撃(核弾頭)	近くへ避難後、	なし	公共交通機関・借上バス	
・航空攻撃 (核弾頭)	遠くへ避難	رم U	公共文地機関・旧上八人	
・着上陸侵攻	遠くへ避難	あり	公共交通機関・借上バス	

5 避難住民の誘導パターン

避難住民の誘導は、府の指示に基づき、最も的確な方法により行うことになるが、上記4を踏まえ、基本的には、下記の3パターンに基づき実施する。

(1) 屋内への避難誘導

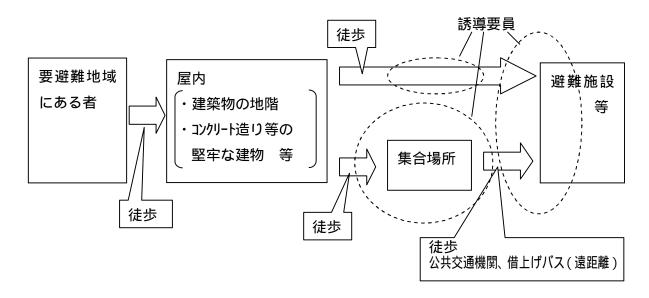
避難の時間的余裕がない場合、府知事からの避難の指示に基づき、原則、徒歩により、速やかに屋内へ避難する。



誘導方法 市は、避難の指示に基づき、同報系行政無線等により、 建築物の地階、コンクリート造り等の堅ろうな建物へ避 難するよう周知する。

(2) 屋内避難後、避難施設等へ避難誘導

上記(1)の避難後、さらに安全な場所への避難が必要な場合、府知事からの避難の指示に基づき、要避難地域外の避難施設等まで避難誘導する。



誘導方法等

避難手段は、知事からの「避難の指示」により示されることとなる。

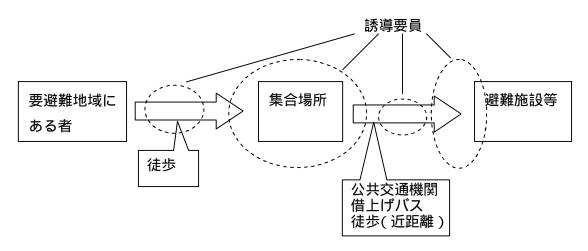
【市域内へ避難する場合】

避難施設等までの避難手段は原則として徒歩とする。 住民の現在場所から、避難施設等までの距離が遠い場合 は、一旦、徒歩により指定する場所に集合させ、そこか ら公共交通機関又は借上バスを使用して移動する。 必要に応じて、指定(地方)公共機関である運送事業者 に、避難住民の運送を要請する。 【市域外へ避難する場合】

	徒歩により指定する場所に集合させ、そこから徒歩、公
	共交通機関又は借上バスにより、移動する。
	公共交通機関又は借上げバスなど、運送手段の確保を府
	と調整する。
誘導要員の配置	指定する集合場所及びその近辺、避難施設等及び避難施
	設等までの道路の要所に誘導要員を配置して避難誘導
	する。
災害時要援護者への対	地域住民や関係団体・機関の自発的協力を得るなどし
応	て、借上げ車両等により移動する。

(3) 二段階による計画的な避難誘導

避難準備ができる時間的余裕がある場合等においては、まず、避難住民を指定する場所に集合させた上、府からの避難の指示に基づき、計画的に要避難地域外の避難施設等まで避難誘導を行う。



誘導方法等	上記(2)と同じ。
職員の配置	上記(2)と同じ。
災害時要援護者への対応	上記(2)と同じ。
その他	避難誘導の際、食料、飲料水、医療等を避難住民に
	提供する。その際、特に府による救護班等の応急医
	療体制との連携に注意する。
	集合場所等において、必要に応じて、避難者名簿を
	作成する。

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施

1 救援の実施主体

	避難先地域を管轄する知事及び武力攻撃災害により被災者が
国対策本部長	発生した地域を管轄する知事に対し、救援措置を実施すべきこ
	とを指示
	指示を受けた知事は避難住民及び被災者に対し救援を実施
知事	市町村長(指定都市の長を除く。この章において同じ。) に対
	し指示を行い、又は市町村長の補助を得て、救援を実施
± E	知事からの指示を受け救援に関する事務の一部を実施するほ
市長	か、知事が行う救援を補助

2 救援の実施

(1) 市長による救援

避難住民等の救援は、知事が実施することとされているが、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、知事から救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

また、上記で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

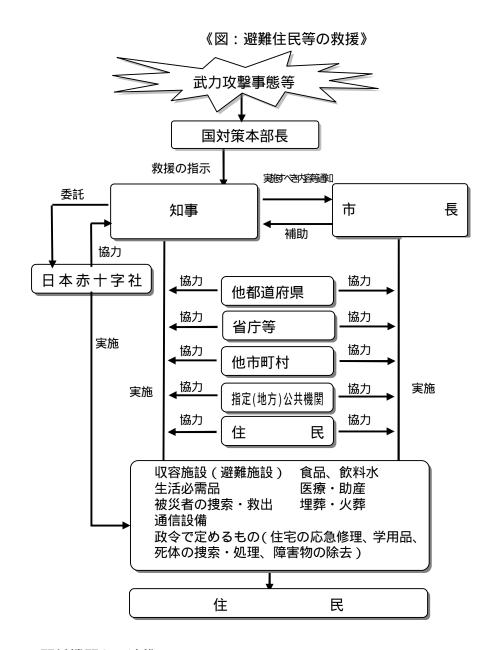
電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日 常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去



(2) 関係機関との連携

ア 府との連携

市長は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合 又は府を補助する場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知 事に対して、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して 要請する。

イ 他の市町村との連携

市長は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合 又は府を補助する場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知 事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携

市長は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合 又は府を補助する場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置または その応援の内容を踏まえ、日本赤十字社大阪府支部と連携しながら、救援の措置を 実施する。

エ 指定(地方)公共機関との連携

市長は、救援物資を運送するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と 調整のうえ、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、運送の求めを行う。

オ 住民等との連携

市長又は市職員は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助する場合において、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保に十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助する場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び府計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請する。

(2) 収容施設の供与

ア 避難所の開設、管理運営

- (ア) 市が避難先地域に指定されたとき、市長は、知事が避難所の開設を円滑に行えるよう、知事からの意見聴取に迅速に対応する。また、避難所が開設された場合は、知事からの通知を施設管理者等に連絡する。
- (1) 市長は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合は、施設管理者等に連絡し、市職員を避難所に派遣し、施設管理者、避難住民及び近隣の者の協力を得て、避難所を管理運営する。その際、他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

イ 留意事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営

に努める。

- (ア) 避難者数・世帯数の把握(避難者台帳の作成など)
- (1) 正確かつ迅速な情報の伝達(国民保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など)
- (ウ) 健康相談(心的外傷後ストレス障害(PTSD)を含む。)の実施、救護所の 設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や、生活習慣・文化・宗教の 違いへの配慮など
- (I) 災害時要援護者への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など)
- (オ) 避難生活長期化への対応 (生活相談所の開設、混乱防止のための避難者心得の 掲示など)
- ウ 応急仮設住宅等の確保

市は、避難住民等を収容する期間が長期にわたるときは、必要な戸数を迅速に把握し、府に報告するとともに、府の指示を受け、又は府を補助する場合において、速やかに応急仮設住宅の建設などにより施設の確保を図る。

(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は 府を補助して、救援のために必要な食品の給与、飲料水の供給、被服、寝具その他生 活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与に当たっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。

また、市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、隣接市町又は府に応援を要請する。

ア 飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

浄水池、配水池等の給水拠点での給水の実施

給水車・トラック等による給水の実施

仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施

給水用資機材の調達

住民への給水活動に関する情報の提供

飲料水の水質検査及び消毒

パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。

避難所ごとの必要量の算定

備蓄物資の給与又は貸与

協定を締結している物資の調達

(4) 医療救護の提供及び助産

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助する場合、医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動(助産を含む。)を実施する。

実施に当たっては、医療関係者に対し、安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じた上で、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、 臨時の医療施設を開設する。

ア 医療情報の収集・提供活動

市は、市医師会等の協力を得て、医療関係者・医療機関の被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、住民に対し可能な限り情報提供する。

イ 現地医療対策

市は、府及び関係機関等と連携して、適切な現地医療対策を実施する。

(ア) 現地医療の確保

a 医療救護班の編成・派遣

武力攻撃災害発生後直ちに、市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成・派遣し、医療救護活動を実施する。なお、市単独では十分対応できない場合は、原則として、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

b 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が、所有する緊急車両等を活用し、移動するものとされているが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市は、府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。

c 救護所の設置・運営

市は、市医師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、 医療救護所を設置し運営する。なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、当該医療機関を医療救護所とする。 d 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、府と連携して、市医師会等の協力 を得て、救護所への配置調整を行う。

(イ) 現地医療活動

- a 救護所における現地医療活動
 - (a) 応急救護所における現場救急活動

武力攻撃災害発生直後に災害拠点病院等から派遣される医療救護班が、応 急救護所で応急処置やトリアージ(治療の優先順位付け)等の現場救急活動 を行う。

(b) 医療救護所における臨時診療活動

医療救護班が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

b 医療救護班の業務

患者に対する応急処置

医療機関への搬送の要否及びトリアージ

搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

助産救護

被災住民等の健康管理

死亡の確認

その他状況に応じた処置

ウ 後方医療対策

(ア) 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、府から受入れ病床の情報を確保する。

(イ) 後方医療活動

市は、府及び関係機関等と連携して、後方医療対策を実施する。

a 受入れ病院の選定と搬送

市は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

- b 患者搬送手段の確保
- (a) 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として市が所有する救急車で実施し、十分確保で きない場合は、府と連携して搬送車両を確保する。

(b) 空路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等の確保を要請する。

(c) 海路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、船舶の確保を要請する。

(ウ) 災害医療機関の役割

災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。災害医療機関については、地域防災計画に定めるところによる。

区分	役割
基幹災害医療センター	地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送に係
	る地域災害医療センター間の調整を実施
地域災害医療センター	24時間緊急対応による救急患者の受入れと高度医療の提供
	患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係
	る地域医療機関との調整
	地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患
	など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次
	の活動を実施
	疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
	疾病患者に対応する医療機関間の調整
	疾病患者に対応する医療機関等への支援
	疾病に関する情報の収集及び提供
市町村災害医療センター	市町村の医療拠点としての患者の受入れ
	災害拠点病院等との連携による、患者受入れに係る地域の医
	療機関間の調整
災害医療協力病院	災害拠点病院及び市町村災害医療センター等と協力し、率先して
	患者の受入れを実施

エ 医薬品等の確保・供給活動

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助する場合、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資器材の調達及び供給活動を実施する。なお、不足が生じたときは、府に対して供給の要請を行う。

オ 個別疾病対策

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助する場合、専門医療が必要となる疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(5) 被災者の捜索・救出

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は 府を補助する場合、被災情報、安否情報等を踏まえ、府警察、海上保安部等及び自衛 隊等の関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃災害の ため生命若しくは身体が危険な状況にある者及び生死不明の状態にある者(死亡した 者を含む。)の捜索・救出活動を実施する。

(6) 遺体の処理、埋葬又は火葬

ア 市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合遺体の処理、埋葬又は火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) に規定する手続の特例が定められたときは、その特例に基づき実施する。

なお、身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査 にあたる。

イ 市は、遺族が遺体の処理、埋葬又は火葬を行うことが困難若しくは不可能である場合は、府の指示を受け、遺族に代わって次の措置を実施する。

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

埋葬又は火葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置

火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報の収集及び棺の調達、遺体搬送の手配等

遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給

なお、市単独では遺体の処理、埋葬又は火葬を実施することが困難であるときは、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定(地方)公共機関が避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する場合において、設置場所の提供など必要な協力を行う。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、住宅の被災状況の把握に努める。また、武力攻撃災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は府を補助して、その居室、炊事場及び便所など、必要最小限度の部分の応急修理を行う。

(9) 学用品の給与

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は 府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部 児童及び中学部生徒を含む。)の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、当該児童・生徒に対して、教科書及び教材並びに文房具及び通学用品を支給する。

(10) 生活支障物の除去

市は、知事から救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととされた場合又は 府を補助する場合、武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で 日常生活に著しい支障を及ぼしている物の把握に努め、住民が自らの資力をもってし ては支障物を除去できない場合は、必要に応じて、支障物の除去を行う。

なお、市単独では対応が困難な場合は、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第2節 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

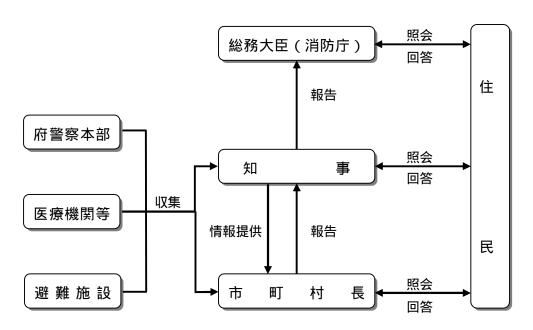
(1) 市長による収集

市長は、避難施設又は医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民(住民以外で本市に在る者及び死亡した者を含む。)の安否情報を収集する。

(2) 収集の方法

市長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)に規定する様式第1号の安否情報収集様式により、死亡した住民の安否情報については同様式第2号の安否情報収集様式により情報を収集する。

この場合、避難住民については、避難所において情報を収集し、負傷した住民については、府警察等の協力を得て、情報を収集する。



《図:安否情報の収集・提供》

様式第1号(第1条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (避 難 住 民 ・ 負 傷 住 民)

記入日時(年月日時分)

氏 名				
フリガナ				
出生の年月日		年	月	日
男 女 の 別		男	女	
住所(郵便番号を含む。)				
国籍	日本	その	他 ()
その他個人を識別するための情報				
負傷(疾病)の該当	負	傷	非 該 当	
負傷又は疾病の状況				
現在の居所				
連絡先その他必要情報				
親族・同居者からの照会があれば、 ~ を回答する 予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んで下さ い。		答を希望	しない	
知人からの照会があれば を回答する予定です				
が、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答	答を希望	しない	
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。	同	意 ⁻ 意 し	するない	
*備考				

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記 ~ の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場 関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年月日時分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国 籍	日本 その他()
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
~ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対	同意する
する回答することへの同意	同 意 し な い
*備考	

- (注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会が回答するとともに、上記 の 意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場 関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

(AT) HAIIINK PINCE	E S S A IO III S IMITELLA CONTROL CONTROL		
の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(3) 収集する対象と項目

避難・負傷した住民(本市の住民以外の者で本市にある者を含む。)

氏名

出生年月日

性別

住所

国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)

個人を識別するための情報(からのいずれかに掲げる情報が不明な場合)

居所

負傷・疾病の有無

負傷・疾病状況

連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

死亡した住民(本市の住民以外の者で本市で死亡した者を含む。)

上記 から の情報に加えて

死亡の有無

死亡日時・場所・状況

遺体の所在

(4) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の 確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定か でない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 知事に対する安否情報の報告

(1) 報告方法

市長は、収集、整理した安否情報を、知事に対し、報告する。報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面(電子データ)を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、電子メールで送信することにより行う。

ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、口頭、電話、ファクシミリを用いた送信その他の方法により行う。

樣式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時: 年 月 日 時 分

市町村名: 担当者名:

										י בדנוושון.	3	= = = .		
岳	フリガ ナ	の背角	男の別	住所	軍籍	その他個 人を識別す るた 報	負傷(疾 病)の該当	急傷又 は疾病の 状況	現 在所 居所	連名 先必 情報	親族・同居の希望	知人への会頭の希望	居以へ又の 親者外のは同 族・知の回公意	備考

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 4 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 5 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、 加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入 すること
 - 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。 この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」に記入すること。

(2) 安否情報の報告時期

市長は、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他の国民 保護措置の実施状況を勘案し、知事に対し、適時に、安否情報を報告するほか、知事 から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口を設置するとともに、照会窓口の電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを、住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、安否情報省令に規定する様式第4号の安 否情報照会書に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、 安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に 居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メ ールなどでの照会も受け付ける。

安否情報照会書

	総務大	臣							年	月	П
	道府県) [段							
(市町村	J長)				申請	塔				
							ョ 「所(居所	,			
						氏	名				
					武力攻撃事 1 項の規定						置に
	会を						は同居者		-		
(+早 <i>合</i>	を付け 、理E				被照会者 その他	が知人(を	人、職場関	係者及び	近隣任民)	である	ため。
す。	3、垤F)	дσп	しノくがら	1010	()
備				考							
被	氏			名							
	フ	IJ	ガ	ナ							
被照会者を特定するために必要な事項	出名	生の	年月	日日							
するた	男	女	Ø	別							
めに必	住			所							
要な事	国(日本国	籍を有	しない者	籍 に限る。〕							
項	その(るた)		人を識 野報	捌す							
	申請	者	の 確	認							
	備			考							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意の上で、速やかに回答する。

(3) 照会の要件と回答の内容

ア 市は、安否情報の照会を受けた場合、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等)を照会窓口において提出又は提示させることにより行う。

ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提出又は提示できない場合又は電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住所地市町村へ問い合わせることにより、本人確認を行う。

イ 安否情報の照会を行う者の本人確認を行い、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、下表のとおり回答する。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手 の氏名や連絡先等を把握する。

要 件	照会者	回 答 内 容
本人の同意がないとき 又は 公益上特に必要がある 認められないとき	٤	・避難住民に該当するか否か ・死亡し、又は負傷しているか否か
* 1 の日辛がまる レキ	親族・同居者	・上記 1 (3)「収集する対象と項目」に掲げる 全情報
本人の同意があるとき 又は 公益上特に必要があると 認められるとき	と知人	・氏名 ・避難住民に該当するか否か ・負傷の有無 ・死亡の有無
	上記以外の者	・上記1(3)「収集する対象と項目」に掲げる 項目のうち、本人又は遺族が同意した項目

安否情報回答書

	殿	年 月 日 総務大臣 (都道府県知事)
お	年 月 日付けで照 り回答します。	(市町村長) 景会があった安否情報について、下記のと
避難(住民に該当するか否かの別	
	攻撃災害により死亡し又は負 た住民に該当するか否かの別	
	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
) 被	男女の別	
照	住 所	
会	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他()
者	その他個人を識別する ための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、

 - 「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体
 - が安置されている場所」を記入すること。 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

市長は、保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理、回答すること とされている日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協 力を行う。

5 個人情報の保護への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、本人の意思やプライバシーを尊 重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、 安否を気遣う家族等の心情に配慮する必要があることに留意する。

第4章 武力攻撃災害への対処

第1節 関係機関の役割

1 国の役割

国は、武力攻撃災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、知事に対し、武力攻撃災害の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法に規定するもののほか、知事の要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

2 府の役割

府は、府域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処 に関する必要な措置を講じることとされている。

知事は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識を有する人員又は訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

3 市・消防の役割

市は、国や府等の関係機関と連携して、市域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、武力攻撃災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

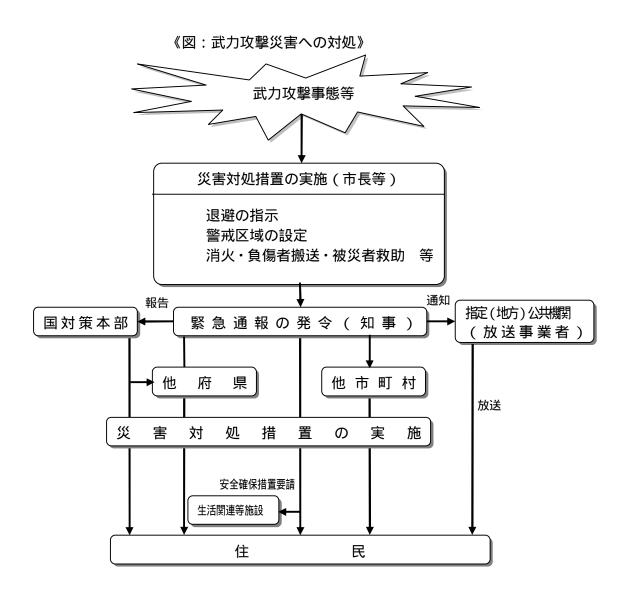
市長は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、 知事に対し、国対策本部長に上記要請を行うよう求める。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による 火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

第2節 応急措置等の実施

市は、武力攻撃事態が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、他の機関との連携のもと、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。



- 1 緊急通報(前掲 p.55)
- 2 退避の指示(前掲 p.58)

3 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(1) 設定者

設定者	警戒区域を設定する要件	
市長		当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険 を防止するため「特に」必要があると認めるとき
知事	武力攻撃災害が発生し、 	当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため「緊急の」必要があると認めるとき
警察官 海上保安官	まさに発生しようと	・市長又は知事による警戒区域の設定を待ついとまがない とき
自衛官	している場合 	・市長又は知事から要請があったとき 上記の者すべてがその場にいない場合に限り

(2) 設定方法

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、府警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、 事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- イ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示する。
- ウ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をしたと きは、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。
- エ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、府警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- オ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の 通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を 図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

4 消火・救助・救急活動

市・消防機関は、府、府警察及び海上保安部等などと相互に連携を図りつつ、安全の確保に十分留意した上で、迅速かつ的確に、消火・救助・救急活動を実施する。

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

ア 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、 関係機関への情報伝達に努める。

イ 応急活動

(ア) 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃災害の状況、 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- b 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線 の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(イ) 救助・救急活動

- a 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場で の人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(3) 相互応援

ア 市長は、市域内の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、 負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、 知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

- イ 市長は、上記アによる消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合 又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急 消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消 防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対 し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。
- ウ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われたとき、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。
- エ 市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリア ージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、海水を利 用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部等に応援を要請する。
- オ 市長は、市域が被災していない場合において、被災市町村長からの要請若しくは 相互応援協定又は知事若しくは消防庁長官からの指示に基づき、速やかに応援を行 う。市域が被災している場合には、市は、火災の状況、地理、水利の情報を応援市 町村に対して提供する。

(4) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び府対策本部等からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、市域が被災していない場合において、被災市町村長からの要請又は相互 応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき応援を行うときは、武力攻撃の 状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、必要な資機材、設備、薬剤等に 関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- エ 市長若しくは消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員・消防団員 等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

(5) 関係機関による連絡会議の開催

市は、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊の部隊等と、相互に連携した救助・救 急活動が実施できるよう、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の 調整を図るため、必要に応じて、府と調整の上、連絡会議を開催する。

なお、市は、救助・救急活動以外の国民保護措置の実施に当たっても、必要に応じ、 連絡会議の場を活用するなどして、現場における関係機関との情報連絡を緊密に行う。

(6) 住民への協力要請

市長又は消防吏員その他の市の職員は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請する。

なお、この要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

第3節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 関係機関の役割

内閣総理大臣	武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止する ため、生活関連等施設及びその周辺の地域の安全の確保が特に必 要であると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指 揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の 安全の確保に関し必要な措置を実施 この場合において、国家公安委員会は、関係都道府県公安委員会 に対し、立入制限区域の指定について必要な「指示」
知事	武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止する ため、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるとき は、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対 し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよ う「要請」 安全確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海 上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を「要請」

	武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生・拡大を防止する
	ため、生活関連等施設の安全確保が緊急に必要であると認めると
北京(地方)行動	きは、関係機関の意見を聴いて、自ら当該生活関連等施設の管理
指定(地方)行政機関 	者に対し、当該生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講
	ずるよう「要請」
	要請を行ったときは、直ちに、その旨を知事に「通知」
	警備の強化などの安全確保措置を実施するよう要請を受けた施設
生活関連等施設の管理者	管理者は、府警察、消防機関、その他の行政機関に対し、施設の
	安全確保のため、必要な支援を「求め」
	知事から要請があったとき又は事態に照らして特に必要があると
府公安委員会	認めるときは、立入制限区域を指定
海上保安部長等	警察官又は海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の
	者に対し、立入制限・禁止又は退去を「命令」

(2) 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で政令で定めるものをいう。

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著し い支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれが あると認められる施設

政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
発電所又は変電所	電気事業法
ガス工作物	ガス事業法
取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
放送用無線設備	放送法
水域施設又は係留施設	港湾法
滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	空港整備法及び航空法
ダム	河川管理施設等構造令
危険物質等の取扱所	国民保護法

(3) 市の役割

ア 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を府などから収集する。

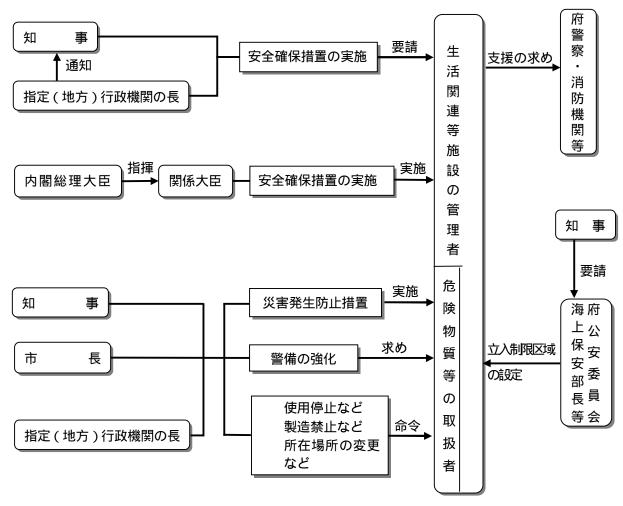
イ 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助 言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行 う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

ウ 市が管理する施設の安全の確保

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部等との連携を図る。

《図:生活関連等施設の安全確保》



2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止

(1) 実施主体

主体	権限	要件	対象	
	警備の強化の求め	危険物質等に係る武 力攻撃災害の発生を 防止するため必要が あると認めるとき	危険物質等の取扱者	
市長 知事 指定(地方)行政機関の長	措置の実施命令 (措置内容は下記 のとおり)	緊急の必要があると 認めるとき	(占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取扱う者)	
	管理状況の報告の 求め	措置の実施を命ずる ため必要があると認 めるとき		

(2) 危険物質等に関する措置命令等

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、警備の強化を求めるほか、緊急の必要があると認めるときは、政令で定められた武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

また、措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認める場合は、危険物質等の 取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容

ア 対象物質

消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除 く。)(国民保護法施行令第29条)

イ 措置内容

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については、消防法第12条の3)[措置1]

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国 民保護法第103条第3項第2号)[措置2]

物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(国民保護法第103条第3項第3号)[措置3]

地筋の毛料し社会祭用を二十社会	###	措置		
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措置 1	措置 2	措置 3
危険物	総務大臣			
1 - 11 - 11 - 11	知事	第12条の3		
【消防法】	市町村長			
 毒物及び劇物	厚生労働大臣			
	知事			
【毒劇物取締法】	保健所設置市			
火薬類	経済産業大臣			
	国土交通大臣	第45条	同左	同左
【 人类 類 取 師 / 云 】	府公安委員会			
高圧ガス	経済産業大臣	第39条	同左	同左
【高圧ガス保安法】	知事	先39 赤	旧生	旧生
 核燃料物質(汚染物質含む。)	文部科学大臣			
	経済産業大臣			
【原丁乃基本法】	国土交通大臣			
核原料物質	文部科学大臣			
【原子力基本法】	経済産業大臣			
放射性同位元素(汚染物質含む。)	文部科学大臣	第33条第 4 項	同左	同左
【放射線障害防止法】	文 即村子八臣	7,000k	I-J-C	山江
毒薬及び劇薬	厚生労働大臣			
【薬事法】	知事			
事業用電気工作物内の高圧ガス	経済産業大臣			
【電気事業法】	紅丹庄未八比			
生物剤及び毒素	主務大臣			
【生物兵器禁止法】	工物八比			
毒性物質	経済産業大臣			
【化学兵器禁止法】	社内庄未八比			

備考

- (注1) は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市。
- (注2) は国民保護法第103条第3項、 は同法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。
- (注3) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の 対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

第4節 NBC攻撃による災害への対処

1 関係機関の役割

	NBC攻撃による災害が発生した場合、対処基本方針に基づき、関係大臣を
	指揮して、NBC攻撃に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の
国	確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染
(内閣総理大臣)	の拡大の防止のために必要な措置を実施
	国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるとき
	は、関係都道府県知事に協力を要請
	内閣総理大臣からの要請を受けた場合、自ら協力して汚染の拡大を防止する
	ための必要な措置を実施
府 (知事)	汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるとき
	は、市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長、府警察本部長に対し必要
	な協力を要請

2 市の役割

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、府警察、海上保安部 等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、 対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 市長等の権限

ア 市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、府警察 等の関係機関と調整しつつ、下記の措置を実施する。

> 汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」 の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件 を廃棄すべきことを命ずること。

> 汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

汚染され、又は汚染された疑いのある「死体」の移動を制限し、又は禁止 すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」 を廃棄すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断 すること。

イ 上記アの から の措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する(差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。)。また、上記アの 及び の措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する(差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。)。

当該措置を講じる旨

当該措置を講じる理由

当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記アの 及び の措置を講ずる場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所) 当該措置を講ずる時期

当該措置の内容

(5) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 要員の安全の確保

市長は、危険が及ばないよう要員に防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況 等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要 員の安全の確保に配慮する。

第5節 保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、 障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社 会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。 また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応 じ、健康相談等窓口を設置する。

1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。) 災害防疫実施要綱(厚生労働省) 国民保護法第121条の規定による特例等に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

(1) 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

消毒措置の実施(感染症予防法第27条) ねずみ族及び昆虫等の駆除(感染症予防法第28条) 避難所の防疫指導 臨時予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条) 衛生教育及び広報活動

- (2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (4) その他、感染症予防法等により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2 食品衛生監視活動

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、府と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

3 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、府と連携して、飲料水確保、 飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等につ いて、住民への情報提供を実施する。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

4 避難住民等の健康維持活動

市は、府と連携して、避難住民等の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、避難住民等の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談等の実施

- ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び 応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康 診断等を実施する。
- イ 避難住民等の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や 食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための 調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- ウ 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- エ 被災した児童・生徒に対し、府、教育研究所等関係機関と連携しながら、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

保育所児については、府等と緊密な連携をとり、健康診断等を行い、健康保持に 十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な措置をとる。

(2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害(PTSD) 生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨 機に精神科救護所を設置する。

5 福祉サービスの提供

市は、府と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体と協力して、継続的に福祉サービスの提供を行う。

(1) 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 支援活動

市は、府と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体と協力し、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(3) 緊急入所等

市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の協力を得て、社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

6 応援要請

市は、防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、 市単独での対処が困難になった場合は、府及び近隣市町に応援を要請する。

7 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、府と連携して、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

第6節 廃棄物の処理

市は、府と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基づき、 し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のた め、適正な処理を実施する。

また、市は、ごみ及びがれきの処理について、豊中市伊丹市クリーンランドと武力攻撃 災害時における施設の被害状況や処理量などに関する相互連絡体制等を調整しておき、密 接に連携して、処理を進める。

1 し尿処理

(1) 初期対応

- ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、 速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ 必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ 必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

3 がれき処理

(1) 初期対応

- アがれきの発生量を把握する。
- イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保する とともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 処理活動

- ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・ 運搬する。
- イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及 び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

第7節 被災情報の収集・報告

1 被災情報の収集

- (1) 市長は、電話、防災行政無線等その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した 日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状 況等の被災情報について収集する。
- (2) 市長は、情報収集に当たっては、府警察、海上保安部等などとの連絡を密にする。 また、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等 を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市長は、自ら収集した被災情報については、火災・災害等即報要領(昭和59年10月 15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、ファクシミリ等によ り直ちに知事に報告する。
- (2) 市長は、第一報を知事に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について消防庁が定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により知事が指定する時間に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、知事に報告する。

第8節 広報・広聴

1 広報

市は、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報車、広報誌、市ホームページ等の市が保有するあらゆる手段を用い、また、自治会等の地域住民組織や報道機関の協力を得るなどして、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行うなど府との連携に留意する。

2 広聴

市は、武力攻撃事態等における混乱状態を解消するため、国民保護措置の実施状況、被害状況、各種支援施策等に関する総合相談窓口を開設し、住民等からの相談等にあたる。

第5章 国民生活の安定

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは 役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適 切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、市は、 府等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、府と連携して必要な 措置を講ずる。

(2) 道路の適切な管理

道路管理者として市は、武力攻撃事態等において、当該施設としての機能を十分に 発揮されるよう施設の状況確認、安全の確保などを行い、当該道路を適切に管理する。

(3) 指定(地方)公共機関との連携

市は、市域を業務範囲とする指定(地方)公共機関である電気、ガス、電気通信事業者、道路管理者、運送事業者等が、各々の国民保護業務計画に基づき実施する応急対策等について、各事業者等の自主性に留意しつつ、防災での連携に準じて、相互連絡体制を確保する。

第3編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備

第1節 市における組織・体制の整備

1 各部局等における業務

市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務等を行う。

に拘りる耒份寺で行う。				
部局等名	平素の主な業務			
行財政再建対策室	・衛星電話など関係機関との連絡手段の取扱いの習熟に関すること			
総務部	・国民保護に関する業務の総括に関すること ・国民保護に係る関係機関との連絡調整に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領のパターンの作成に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・職員の研修に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・自主防災組織の活動支援に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・国民保護に関する啓発に関すること ・室番等の伝達・通知先の把握に関すること			
人権文化部	・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること ・(財)とよなか国際交流協会との連絡調整に関すること ・外国人に対する支援体制の整備に関すること ・自治会との連絡調整に関すること ・所管避難施設の運営体制の整備に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること			
政策推進部環境部	・広報に関すること ・情報通信システムの整備に関すること ・避難誘導体制の整備に関すること ・市長部局等における警報等の伝達体制に関すること ・広報車両の把握に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること ・廃棄物処理に関すること			
	・公園緑地施設の把握、対策に関すること			

・総合相談窓口の体制整備に関すること ・豊中市伊丹市クリーンランドとの連絡調整に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること 財務部 ・国民保護関係予算に関すること ・市税の減免に関すること ・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
財務部 ・国民保護関係予算に関すること ・市税の減免に関すること
・市税の減免に関すること
・
~
市民生活部・安否情報の集約と提供体制の整備に関すること
・商工会議所との連絡調整に関すること
・所管避難施設の運営体制の整備に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
健康福祉部 ・所管避難施設の運営体制の整備に関すること
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関
すること
・医療体制の整備に関すること
・市社会福祉協議会との連絡調整に関すること
・死体の処理並びに埋葬及び火葬に係る体制整備に関すること
・介護保険事業者等との連絡調整に関すること
・医師会等との連絡調整に関すること
・日本赤十字社との連絡調整に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
こども未来部 ・保育所等所管する施設の児童の保護に関すること
・妊産婦・乳幼児に対する支援体制の整備に関すること
・所管避難施設の運営体制の整備に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
建築都市部・住宅協会との連絡調整に関すること
・所管避難施設の運営体制の整備に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
土木下水道部・道路状況の把握、対策に関すること
・下水道機能の確保に関すること
・水防に関すること
・応急仮設住宅の建設用地に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること
収入役室・他部局に対する応援のための体制の整備に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
豊中病院・豊中病院における医療体制の整備に関すること
・医薬品等の供給体制の整備に関すること
・災害医療協力病院との連絡調整に関すること
・警報等の伝達・通知先の把握に関すること
・警報寺の伝達・通知先の把握に関すること ・豊中病院での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること

水道局	・水道施設の警戒等の予防対策に関すること		
	・応急給水に関すること		
	・警報等の伝達・通知先の把握に関すること		
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること		
	・警報等の伝達に関すること		
	・住民の避難誘導に関すること		
	・消防団の充実・強化に関すること		
	・消防職員への特殊標章の交付・管理に関すること		
	・NBC対応資機材等の整備に関すること		
	・活動体制の整備に関すること		
	・国民保護措置についての訓練に関すること		
	・国民保護の啓発に関すること		
	・NBC災害対応の専門的人材育成・研修に関すること		
	・警報等の伝達・通知先の把握に関すること		
	・消防機関相互の連携に関すること		
教育委員会	・公立学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること		
	・児童・生徒の避難に関すること		
	・所管避難施設の運営体制の整備に関すること		
	・警報等の伝達・通知先の把握に関すること		
	・所管に属する避難所での安否情報の収集・提供体制の整備に関すること		
農業委員会事務	・農業者に関すること		
局	・市民生活部との連携に関すること		
	・警報等の伝達・通知先の把握に関すること		
各行政委員会事	・他部局に対する応援のための体制の整備に関すること		
務局	・警報等の伝達・通知先の把握に関すること		

2 職員の配備体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

ア 市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、24時間体制の消防本部及び市役所庁舎守衛から、速やかに市 長及び法務・危機管理担当理事等に情報連絡が行えるよう体制の確立を図る。

イ 市は、時間外、閉庁日において、突発的な事案の発生に迅速かつ的確に対応できるよう、国民保護措置の初動時における対処について、消防本部、消防団と一体となって対応できる体制を確保する。

(2) 市対策本部員等への連絡網の整備

市は、武力攻撃事態等の発生時に市対策本部員等が迅速に参集できるよう、あらか じめ携帯電話等を連絡手段とする連絡網を作成するとともに、携帯メールを活用した 呼出など、即時に緊急招集を行えるような環境を整備する。

(3) 市対策本部員等の代替職員の確保

市対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定

し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替参集職員として指名しておく。

3 参集職員の服務基準等

市は、参集した職員の配置及び行うべき所掌事務を、あらかじめ定めるとともに、各部局等は、緊急連絡網を定め、勤務時間外についても国民保護措置の迅速な活動体制を可能にしておく。

4 市対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

交代要員の確保その他職員の配置

食料、燃料等の備蓄

自家発電設備の確保

仮眠場所及び仮眠に必要な設備等の確保

対策本部の予備施設の指定等

5 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署においては、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防 署等における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防本部は、府と連携して、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置についての訓練への参加を促す。

さらに、消防本部は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員 の招集基準を定める。

(3) 消防本部と消防団の連携

消防本部は、武力攻撃災害への対処や警報の伝達、避難住民の誘導等について、消防団の装備、資機材、活動内容等を踏まえ、合同の訓練を行うなど実践的な連携体制を整備する。

第2節 関係機関との連携

1 連携体制の整備

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等

市は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関その他の関係機関等の連絡先一 覧を作成・更新する。

(3) 関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する(又は設置されている場合は参加する)等により、関係機関との情報の共有化等を図る。

2 指定地方行政機関との連携

市は、市域に係る国民保護措置が円滑に実施できるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 府との連携

(1) 府の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等)等の一覧を作成・更新する。

(2) 府との情報共有

市は、府と連携した対応が行えるよう、「市町村国民保護法制連絡会議」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。

(3) 府警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態時において、道路の通行禁止 措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を 図る。

4 他の市町村との連携

(1) 近隣市町との連携体制

市は、豊能3市2町において、防災対策における相互応援協定の締結や合同防災訓練の実施など、広域連携の方策を講じているとともに、北摂7市3町とも、市町村国 民保護計画について調査等を行ってきた。こうした連携・協力体制や豊中市の地域特 性を踏まえ、武力攻撃事態等において、市町相互に連携した対応が円滑に行えるよう、 平素から、武力攻撃事態における近隣市町間の連携体制の整備を推進する。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

市は、武力攻撃事態等において市域を越える避難や救援が行われることを踏まえ、 近隣市町間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関する相互応援協定等に ついて必要な見直しを行うなど、豊能ブロック3市2町をはじめとした広域的な相互 応援体制を整備する。

(3) 消防機関の連携体制の整備

消防本部は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、NBCを用いた武力攻撃災害への対応に必要となる特殊な資機材等を含めた消防力の整備状況についての情報交換や、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

5 指定(地方)公共機関等との連携

(1) 連絡先の把握

市は、市国民保護協議会への参画や訓練の実施等を通じて、市域内の指定(地方) 公共機関等との緊密な連携を図るとともに、連絡先等について、把握しておく。

(2) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から国民保護措置の実施について協力が得られるよう、物資及び資材等の提供又はその輸送等について、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

6 地域住民等との協力体制の推進

市は、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援、武力攻撃災害への対処など多くの措置を講じることになるが、これらの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、地域住民や地域で活動する関係団体等の自発的な協力が必要になると考えられる。

このため、平常時から、地域の連帯感を育むコミュニティ活動の活性化を進め、武力 攻撃事態等においても、地域住民相互が助け合い、支えあう自助・共助に基づく自発的 な活動が行われるよう、環境づくりの推進及び関係団体等との協力体制の構築に努める。 この際、地域住民等の協力が自発的な意思に委ねられるものであって、強制にわたる ことがあってはならないことに留意する。

(1) 関係団体との協力体制

市は、防災のための連携体制を踏まえ、警報等の伝達や避難誘導などにおける災害

時要援護者の支援について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日本赤十字奉仕 団等の地域において活動する関係団体の自発的な協力が得られるよう、日頃から、意 見交換を行うなどして協力・連携体制の構築に努めるとともに、国民保護に資する活 動に対し支援を行うなど、その活動環境の整備を図る。

(2) 地域住民組織との協力体制

市は、警報等の伝達や避難誘導、救援、災害時要援護者支援等をきめ細やかに実施するため、近隣住民間で助け合う共助に基づいた自発的な取組みが行われるよう、自治会や自主防災組織等との協力関係の構築に努める。

また、市は、防災講習会や職員の派遣等を通じて住民による自主的な防災組織づく りの支援・育成に努め、地域の防災行動力の充実強化を図るとともに、協力関係を構 築しておくよう努める。また、自主防災組織等相互間及び消防団等との間の連携が図 られるよう配慮する。

(3) 介護保険事業者等との協力体制

市は、要介護者や障害者への警報等の伝達や避難について、介護保険事業者等の協力が得られるよう、必要に応じて、協定を締結するなどにより、介護保険事業者等との協力体制の整備に努める。

(4) 事業所との協力体制

市は、従業員や利用者の安全確保のため、武力攻撃事態等においても、事業者が災害や事故への対応に準じて、避難誘導など適切な対応を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

また、市域内の事業所の国民保護に係る自発的な取組み又は近隣事業所や地域との相互協力が行われるような新たな防災対策における連携が図られるよう支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

<u>第3節 研修</u>

1 市職員に対する研修

国民保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、危機管理 室と職員研修所は、国民保護法制、本計画内容、国際的な武力紛争に適用される国際人 道法等に係る研修を行う。

また、市は、危機管理に的確に対応できる職員を育成するため、自治大学校や消防大学校、市町村職員中央研修所、府などの研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

2 府等関係機関と連携した研修

市は、府等関係機関と連携し、消防団員をはじめ国民保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修に当たっては、必要に応じて有識者等を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。

3 消防本部による研修

消防本部は、NBC攻撃により発生した特殊災害に安全かつ適切に対応できるよう、 専門的人材を育成するための研修を行う。

第4節 情報収集・提供

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び住民に対して、適時適切な情報提供等を行えるよう、体制の整備を図る。

2 広報責任者の選任等

武力攻撃事態時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任する。 また、提供すべき項目の明確化や広報資料の文案の作成など、情報提供のための事前整備を行う。この場合、市は、府の広報体制と連携を図ることができるようあらかじめ府の体制を把握しておく。

3 相談窓口開設の体制整備

住民等から寄せられる被災状況等に対する問い合わせ等に対して適切に対応できるよう、相談窓口の開設等の体制を整備する。

4 関係機関との情報共有

国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

5 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線等について、既存の機器の更新時にデジタル化を図るなど、通信体制の整備に努める。また、市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多重化や停電等に備えて非常用電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用して、情報収集及び連絡体制の整備に努める。

6 非常通信体制の確保・整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第5節 啓発

1 国民保護措置に関する啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、住民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、 パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、防災に係る講座等 の様々な機会を通じて国民保護措置の重要性について広く啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に 配慮する。

2 住民がとるべき行動等に関する周知

市は、テロ等突発的な事案が発生した場合に、住民自らが身を守るためにとるべき行動(「自助」)について、住民一人一人が認識してもらえるよう、国等が作成する資料を活用するなどして、周知に努める。

第6節 訓練

市は、単独又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護訓練を実施し、対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練(人や物などを実際に動かす訓練)や図上訓練(状況付与に基づいて参加者に意志決定を行わせる訓練)など訓練形態を適切に選択しながら行う。

住民参加型の訓練を行う際は、あらかじめ、国民保護措置の重要性についての啓発活動等により住民の理解を得た上で、当該訓練への参加について住民の自発的な協力の下に実施する。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう 留意する。

なお、訓練終了後は、参加者等から意見聴取を行うなどにより、課題や教訓を明らかに した上で、計画の見直し等に反映させる。

【訓練項目】

対策本部の設置・運営訓練 被害状況、安否情報などの収集・提供訓練 警報・避難指示などの通知・伝達訓練 避難誘導訓練 救援実施訓練

第7節 備蓄等

1 市における物資及び資材の備蓄・整備

(1) 防災のための備蓄の活用

市は、住民の避難や避難住民の救援等に必要な物資及び資材のうち、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器 具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安 定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制 を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達 体制の整備等を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況等も踏まえ、 府と連携しつつ対応する。

2 府・近隣市町・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、府及び近隣市町と連携し、武力攻撃事態等が長期にわたった場合や、他の自治体から避難住民を受け入れる場合においても、物資・資材を調達できるよう必要な体制の整備に努める。

また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力のもと、優先的に調達しうる体制の整備に努める。

3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第8節 国民保護に関する調査研究

市は、指定行政機関、府、他市町村、市域を管轄する指定(地方)公共機関が作成する 国民保護計画若しくは国民保護業務計画の内容を把握するとともに、市域における事態の 想定については、今後も国や府からの情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第2章 避難・救援・災害対処

第1節 避難

1 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、下記区分による人数を把握するとともに、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

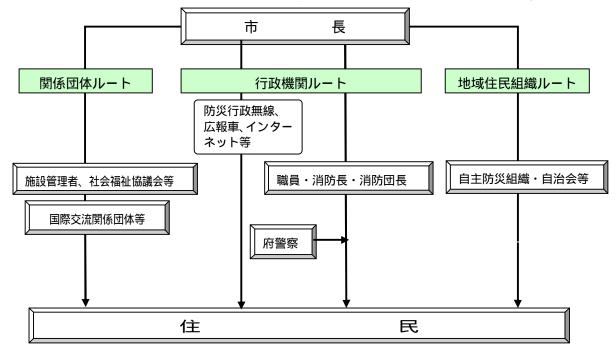
町丁、事業所、学校単位

災害時要援護者(在宅者、病院入院患者、社会福祉施設入所者) 外国人(言語別)

2 警報の伝達・通知

(1) 警報の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、市長が伝達・通知を行うことになる関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。



(2) 府警察との連携

市長は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供をするなど、協力体制を構築する。

(3) 伝達手段の確認等

ア 市は、サイレンの可聴地域を把握するとともに、不可聴地域については、広報車の走行ルートや、掲示板の設置等の検討を行うなど、既存の伝達手段について、整備・点検等を行う。

イ 市は、地域におけるケーブルテレビ会社(豊中・池田ケーブルネット(株))と警報 の緊急放送体制の整備について、事前に調整しておく。

(4) 曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確立

- ア 市は、夜間、休日等においても警報の伝達等を迅速に対応できるよう、消防本部 との連携を強化するとともに、消防本部からも、同報系防災行政無線でのサイレン の吹鳴等を行えるよう機器の配置について検討する。
- イ 通勤や通学などで外出していることが多い平日・昼間帯には、事業所、学校、大 規模集客施設等の協力が必要となるため、商工会議所、学校関係者など関係者への 協力要請を行うなど、関係者との協力体制の構築に努める。
- ウ 曜日、時間帯を問わず、きめ細かく警報の内容を伝達するため、自治会、自主防 災組織等の地域住民組織や社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員、社会福祉協 議会等の医療・福祉関係者、国際交流関係団体を通じた伝達が行えるよう、連絡体 制の構築に努める。

また、地域住民が互いに声をかけあうなど、地域ぐるみで助け合う共助に基づく 伝達が行われるよう、市民相互が支えあうまちづくりを推進する。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときに、府との役割分担のもと警報の伝達を行うこととなる、市域に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

(6) 伝達方法の住民への周知

ア 伝達用サイレンの周知

市は、国民保護に係る住民へのサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知)について、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

イ 伝達体制等の周知

市は、住民等への警報の伝達手段(サイレン、防災行政無線、地域住民組織等への協力依頼、ケーブルテレビの緊急テロップ等)や、放送事業者である指定(地方)公共機関がそれぞれの国民保護業務計画で定めるところにより行う警報の内容の放送など、住民の情報収集手段について、住民に対し、あらかじめ周知する。

(7) 災害時要援護者への伝達

ア 在宅の災害時要援護者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分配慮し、あらかじめ、対象者の事前把握に努め、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者との協力体制を構築するとともに、近隣住民の自発的な協力が得られるような環境づくりを推進し、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認しておく。

イ 社会福祉施設入所者・病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる地域の社会福祉施設及び病院を把握し、施設管理者と協議の上、伝達方法等を定める。

ウ 日本語の理解が十分でない外国人市民等

市は、あらかじめ基本文例を検討しておくほか、(財)とよなか国際交流協会その他の国際交流関係団体と連携し、日本語の理解が十分でない外国人市民等にも警報が伝わるよう環境づくりに努める。

(8) 新たな伝達手段の検討

情報の伝達に当たっては、仮に一つの伝達経路が断絶したとしても、他の手段により必要な情報を伝達できるよう、複数の手段を確保する必要があり、的確かつ迅速な 伝達に資する新たな伝達手段について検討する。

3 避難誘導

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市長は、市の他の執行機関、消防長・消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛 隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府 計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン(市域を越えるパターンを含む。)を あらかじめ作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導 方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などについて配慮する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

ア 社会福祉施設入所者、病院入院患者等

(ア) 市は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が入院・滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に係る体制の確立に努めるよう要請する。

なお、市は、指定管理者制度の導入状況を踏まえ、指定管理者との連携体制の確立にも留意する。

- (1) 市は、入所者数を踏まえた搬送手段の確保の方策について施設管理者と調整するとともに、地域住民等の自発的協力が得られる体制づくりを推進するため、地域社会との連携が図られるよう環境整備に努める。
- (ウ) 市は、重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先においても継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先について、あらかじめ、 医療機関や社会福祉施設等関係機関との調整を行う。

イ 在宅の災害時要援護者

市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者など福祉関係者等 との連携・協力体制を整備するとともに、近隣住民の協力を得て、地域ぐるみで災 害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりの推進に努める。

(3) 近隣市町との連携の確保

市は、市域を越える避難や退避を念頭において、平素から、近隣市町と想定される 避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施する などして、緊密な連携を確保する。

(4) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。また、市及び市教育委員会は、児童・生徒の避難について、自然災害時の対応に準じて、教職員等による引率、保護者への連絡及び引渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

(5) 集合場所の候補地の選定等

市は、避難住民の誘導を行うに当たって、車両等による運送の拠点性、公共交通機関からの距離、地域の偏り等を考慮し、あらかじめ避難住民を一時的に集合させる候補地を選定し、住民等に周知しておく。

(6) 人口密度が高いことに対する配慮

第4編第2節4(2)ア及びイ参照

4 避難施設

(1) 避難施設の指定

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など地域の 実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、市町村と連携して、次の避難施

設を指定するとされている。

タイプ	施設例	主な目的
収容型	学校、公民館、集会場、体育館等	避難の期間が比較的長期に及ぶ場合の避難施設
集合型	公園、広場、駐車場等	避難の際の一時的な集合場所 救援(炊き出しや医療の提供など)の 実施場所 応急仮設住宅、臨時医療施設等の建設用地
退避型	堅ろうな建築物、地下施設(地下街、 地下駅舎、地下駐車場)等	爆風等からの直接の被害を軽減するための 一時的な避難施設
福祉型	社会福祉施設、宿泊施設等	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の 特に配慮を要する者を収容する福祉避難施設

(2) 指定への協力

市は、府が行う避難施設の指定に際し、必要な情報を適切に提供するなど、府に協力する。

市は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と 共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

5 運送の確保

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府と連携して、運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

ア 鉄道

市は、市域内における各鉄道事業者の輸送能力及び連絡先を把握する。

イ バス

市は、市域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

(2) 市が保有する輸送力の把握

市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。

なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。

(3) 介護保険事業者との協力体制の構築

市は、自力で避難することが困難な災害時要援護者の避難手段について、介護保険 事業者と連携を密にし、必要に応じて協定を締結するなどして、運送手段の確保に努 める。

(4) 運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、府と連携して、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議しておく。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、府及び近隣市町と協議しておく。

第2節 救援

1 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備等

市は、府と連携して、関係医療機関のデータベース、備蓄物資のリスト等の基本的資料を準備する。

(2) 府との調整

市は、自然災害時における活動状況等を踏まえ、救援における府との役割分担等について、あらかじめ府と調整を行う。

市は、事前の調整により市の役割となる事務について、円滑に実施できるよう、必要な備えを行う。

2 安否情報の収集・整理・提供

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。 また、府の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を把握する。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関との連携

市は、負傷、死亡した住民の安否情報の収集を円滑に行うため、情報収集先となる 府警察、医療機関等と、具体的な収集方法等について、意見交換等を行うなどして、 連携体制の確立に努める。

第3節 災害対処

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

2 生活関連等施設の把握

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

3 ごみ・がれき処理に係る調整

市は、武力攻撃災害時におけるごみ・がれき処理について、豊中市・伊丹市クリーンランドと事前に相互連絡体制、搬入などの実施手順等について協議しておく。

4 指定(地方)公共機関との連絡体制の整備

市域を業務範囲とする指定(地方)公共機関である電気、ガス、電気通信事業者、道路管理者、運送事業者等が、それぞれの国民保護業務計画に基づき実施する応急対策等について、防災での連携に準じて、緊密な相互連絡を図れるよう、市は、具体的な運用について、各事業者等と協議し、事前に定めておく。

第3章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な 交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 意義

ジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 内容

(1) 特殊標章

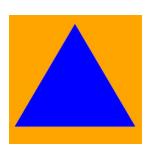
第一追加議定書に規定される特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

(2) 身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり。)

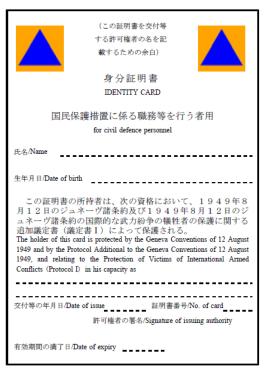
(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

表面



				
身長/Height	眼の色/Eye	s	頭髪の色/Hair	
その他の特徴又は情報/Ot	her distingu	ishing marks	or information:	
血液型/Blood type				
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER				
印章/Stamp		所持者の	署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用 に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全 保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付 要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用 させる。

ア市長

市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を 行うもの

消防団長及び消防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

ウ 水防管理者

水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をす る者

(2) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等の使用

市は、赤十字標章等の交付等の対象となる市の管理する医療施設及び市職員である医療関係者(国民保護施行令第18条の医療関係者をいう。)において、赤十字標章等を使用する場合、大阪府が定める交付要綱に基づき、知事の許可を受けて、適正に使用する。

第4編 地域特性を踏まえた対処及び備え

武力攻撃事態等における国民保護措置又はそのために必要となる平素からの備えについては、本計画の第2編、第3編において定めるところである。

基本指針において、武力攻撃事態等の具体の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものになるかについて一概に 言えないとされている。

このため、市域における武力攻撃事態の具体の想定を行うことは困難であるが、特に 留意すべき市の地域特性を踏まえ、特に必要となる対処及び平素の備えについて定める。

第1節 本市において特に留意が必要な地域特性

特に留意が必要と考えられる地域特性として、次に掲げる事項が想定される。

国内線の基幹空港である大阪国際空港が位置する。

路線:国内主要都市へ34路線(平成15年(2003年)7月現在近畿地方整備局HP)

利用客:19,317千人/年(5.3万人/日) 航空貨物取扱量:160,171 千トン/年

(平成17年(2005年)版豊中市統計書)

北大阪地域の新都心と位置付けられる千里中央地区を擁する。

【公共交通機関の乗降客数の状況】

北大阪急行	8.8万人/日(平成16年(2004年))
大阪モノレール	2.8万人/日(平成16年(2004年))
阪急バス	4.1万人/日(平成15年(2003年))

(平成17年(2005年)版豊中市統計書)



鉄道、幹線道路等が多数存在する。

高速道路:中国縱貫自動車道、名神高速道路、阪神高速道路

鉄軌道、路線バス: 阪急電鉄、北大阪急行電鉄、大阪モノレール、阪急バス



人口密度が高い。

	市名	所在都道府県	人口密度(人/km²)
1	蕨市	埼玉県	13,933.9
2	東京区部	東京都	13,093.0
3	武蔵野市	東京都	12,651.1
4	守口市	大阪府	11,963.7
5	狛江市	東京都	11,848.4
6	大阪市	大阪府	11,743.2
7	西東京市	東京都	11,412.3
8	門真市	大阪府	11,046.3
9	豊中市	大阪府	10,767.6
10	三鷹市	東京都	10,400.7

【平成12年(2000年)国勢調査。西東京市(平成13年(2001年)1月に田無市、保谷市が合併)】

京阪神地域の中心都市・大阪市、石油コンビナート地区を擁する尼崎市をはじめ、 隣接市と市街地によって繋がりあっている。



第2節 地域特性個別の対応

1 大阪国際空港

大阪国際空港は、国内線の基幹空港として、人流・物流の重要な拠点となっている。 このため、攻撃を受けた場合、人的被害が多大なものになるおそれがあるとともに、 市民以外の施設利用者等が大量に滞留するおそれがあり、その対処等を想定しておく必 要がある。

(1) 武力攻撃事態等への対処

ア 現地連絡所の設置

- (ア) 市は、事態の変化等に機敏に対応するとともに、武力攻撃災害への対処や避難 住民の誘導等を効率的かつ安全に実施するため、現場直近の安全を確保できる場 所に現場で活動する関係機関(府、府警察、医療機関、自衛隊等)と連携して現 地連絡所を設置する。
- (1) 市は、現地連絡所において、被災状況や現場で活動する関係機関の活動状況を 把握するとともに、情報を共有し、関係機関からの助言を踏まえ、消火・救助・ 救急活動や、退避の指示、警戒区域の設定、避難住民の誘導など、必要な措置を 実施することを基本とする。
- (ウ) 大阪国際空港は、本市、池田市、伊丹市にまたがって位置しているため、両市と連携して対処できるよう、現地連絡所を合同設置するなど、両市との緊密な連携体制を確保する。
- (I) 市長は、現場で対処措置を講ずる職員の安全を確保するため、現地連絡所を通じて、必要な情報を提供する。
- (オ) 現地に到着した消防職員又は現地連絡所への派遣職員は、速やかに、現場の被害状況等を市対策本部に報告する。

イ 避難誘導

- (ア) 市は、空港及び空港ターミナル施設において、武力攻撃災害が発生し、又は、 発生するおそれがある場合は、空港周辺の住民等の避難措置を含め、速やかに府 と協議する。
- (1) 市長は、知事が避難の指示を行った場合には、当該指示の内容を踏まえ、避難 実施要領を策定し、避難住民の誘導を行う。

ウ 国・府の現地対策本部との連携

- (ア) 市は、国や府の現地対策本部が設置された場合は、職員を派遣するなど同本部と必要な連携を図る。
- (1) 市は、国又は府の現地対策本部において、住民の避難及び退避の状況の報告な

ど必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、必要な応急対策を講ずる。

エ 人的・物的被害への対応

- (ア) 市長は、消火、救助、救急について、関係市の消防力だけでは対応できないと 判断した場合は、相互応援協定等に基づく応援要請や、知事を通じて緊急消防援 助隊等の応援又は出動要請を行う。
- (1) 市長は、医療救護活動について、市単独では十分対応できないと判断するときは、知事に対し、DMATをはじめとした医療救護班の派遣や後方医療の確保、 医薬品等の確保を要請する。

オ 知事への要請

武力攻撃により多数の死傷者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、 国民保護措置を講ずるための高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が 必要となるなど、市長が武力攻撃災害を防除、軽減することが困難であると認める ときは、知事に必要な措置の実施を要請する。

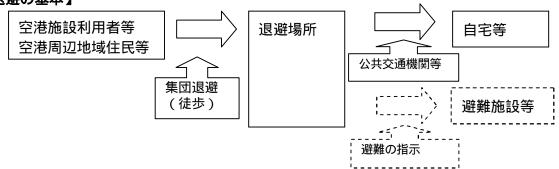
カ 退避の指示等

(ア) 市長は、事態の状況により、避難の指示を待つ暇がない場合は、施設利用者等の滞留者に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

また、退避の指示の内容について、放送事業者にも連絡を行う。

- (1) 市は、現地連絡所等における関係機関からの情報提供や助言を踏まえ、周辺地域や屋外に滞在することが危険であると考えられる地域においては、職員を派遣し、速やかに安全な場所へ退避させる。
- (ウ) 市は、退避の指示を行う場合、周辺地域の住民及び施設利用者等の滞留者について、知事からの避難の指示や救援の実施等、退避後の措置を的確かつ迅速に行えるよう、拠点となるような場所を退避先として示し、できるだけ集団でまとまって退避するよう誘導を行う。
- (I) 市は、退避後、安全が確認された場合、退避の指示を解除するとともに、他市町村からの施設利用者等について、府と連携して、放送事業者や公共交通機関に協力を依頼するなどして、周辺の交通状況に関する情報を提供するほか、必要に応じて、指定(地方)公共機関に運送を要請するなどして、円滑に帰宅等できるよう努める。
- (1) 市は、退避の指示を行った後、知事が避難の指示を行った場合は、避難の指示に基づき、避難誘導を行う。

【退避の基本】



(2) 平素の備え

ア 武力攻撃災害の兆候等に関する通報

市長は、武力攻撃災害の兆候に関する通報について、あらかじめ施設管理者と通報ルートについて協議の上、整備しておく。

イ 退避場所の把握

市は、武力攻撃事態等の態様に応じて、退避先となる場所をあらかじめ調査し、 把握する。

ウ 施設管理者等との連携

- (ア) 市は、平素から、大阪空港事務所、空港ターミナル施設の管理者、府警察、府、 関係市、関係消防機関等と連携し、緊急連絡体制を整備する。
- (1) 市は、施設管理者と協議の上、施設管理者の行う避難誘導の実施体制や手順等について把握しておくとともに、施設管理者と協力して、館内放送を利用して情報を提供するなど混乱の防止を図り、速やかに誘導を行うことができるよう協力体制の確立を図る。
- (ウ) 市は、施設管理者から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し、要請があった時には、職員の派遣など必要な協力を行う。

エ 基礎情報の把握

市は、大阪国際空港及びターミナル施設の利用者数等の把握に努める。

オ 避難実施要領パターンの作成

市は、大阪国際空港が所在することに十分配慮した避難実施要領のパターンを作成する。

2 千里中央地区

千里中央地区は、商業・業務機能が集積し、文化施設等が立地するとともに、交通ターミナル機能を有し、北大阪の新都心として地域の中心拠点となっており、進行中の再整備プロジェクトや周辺地域における大規模なまちびらきプロジェクトにより、拠点性はさらに高まることが考えられる。さらに、住宅機能も付加され、多機能化が進んでい

る。

また、千里中央地区は、新御堂筋(国道423号)をはさみ東町エリアと西町エリアに分かれており、このうち、東町エリアは商業施設、業務施設、文化施設等が集積する多機能地区であり、西町エリアは業務施設等が集積する地区となっている。さらに、両エリアとも業務施設等を集合住宅に建替える動きがあり、既に完成したものもある。

このため、千里中央地区については、交通ターミナル機能を有していることや、地区 エリアごとの特性等を踏まえた対応を検討しておく必要がある。

(1) 武力攻撃事態等への対処

上記1の(1)に準じて対処する。

(2) 平素の備え

ア 運送事業者との連携

市は、鉄道、バス等を運行する一般旅客運送事業者に対して、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るため必要となる措置の実施に努めるよう要請するとともに、事態の際に連携した対応を行えるよう協力体制の確立に努める。

イ 事業所等との連携

市は、運送事業者や大規模事業所、施設管理者から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し、要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行う。

ウ 他市との連携

千里中央地区は、千里ニュータウンの中心に位置し、周辺には集合住宅を中心とした大量の住宅が存在しているが、箕面市、吹田市との市境界附近でもあるため、必要に応じて、市域を越える退避の指示等の必要な措置を行うことができるよう、事前に両市と協議し、必要な連携体制を確立しておく。

エ 地区エリアを踏まえた対応

(ア) 東町エリア地区

市は、施設内における警報の伝達や避難について、施設管理者の協力が必要不可欠となるため、施設管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の伝達及び避難誘導など必要な措置の実施に努めるよう要請する。

この場合、事前に施設管理者と協議の上、施設管理者の実施体制、避難誘導の手順等について把握しておくとともに、武力攻撃災害の兆候に関する通報等の連絡体制の確立など、協力体制の構築に努める。

複数の商業施設等の地階と北大阪急行千里中央駅は、地下街でつながりあってひとつの大きな地下空間を構成しているため、地下でテロ等が発生した場合、その影響は地下全域に及ぶおそれがある。

このため、各施設管理者に対して、防災における体制に準じて、構内放送による情報伝達や適切な避難誘導など必要な措置の実施に努めるよう要請するとともに、混乱防止を図りながら、直ちに、屋外に避難させることできるよう、協力体制の構築に努める。

地下施設は、弾道ミサイル攻撃等において、有効な避難・退避先でもあるため、千里中央地区の大規模集客施設等の利用者等が直ちに避難できるよう、各地下施設の管理者との協力関係の構築に努める。

(イ) 西町エリア地区

市は、武力攻撃等の発生時において事業所附近にいる住民等への情報提供や、 突発的に事態が発生し、屋外にいる人々が緊急的に屋内に避難せざるを得ない場合に、速やかに受け入れ、誘導等の対応をとってもらえるよう、大規模事業所と の協力関係の構築に努める。

また、地区における事業所相互又は地域住民との連携した対応が図られるよう な防災に係る取組み等について支援を行う。

オ 基礎情報の把握等

上記1の(2)イ、エ、オに準じて行う。

3 鉄道、幹線道路等

本市は、3本の高速道路、新御堂筋など都市幹線道路のほか、JR新幹線・新大阪駅、 大阪都心に直結する阪急電鉄、北大阪急行電鉄(江坂駅以南は大阪市営地下鉄)、さら に2つの鉄道間を結ぶ大阪モノレールが通っており、広域交通機能が充実している。

一方で、これらの交通機能が攻撃を受けた場合は、住民の避難や救援物資等の運送等に大きな支障をきたすことになるとともに、高速道路や幹線道路が遮断された場合は、市内の道路交通は麻痺状態になることが考えられるため、その対処を検討しておく必要がある。

(1) 武力攻撃事態等への対処

ア 府警察との連携

市は、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととされている府警察と緊密な連携を図る。

イ 運送ルートの確保

市は、府に対し、現場の状況を迅速に報告し、広域的な運送ルートの確保など必要な措置の実施を要請するとともに、運送事業者や府警察の協力を得て、市域内の運送ルートを確保する。

ウ 住民等への情報提供

市は、鉄道等の運行状況や道路の状況について、当該事業者等及び府と連携して、 住民等に対し、情報提供する。

(2) 平素の備え

ア 緊急連絡体制の確認

市は、事業者等と協議の上、緊急連絡体制を確認しておく。

イ 各事業者等との連携体制

- (ア) 市は、事業者等が行う訓練の実施に職員を派遣するなど、武力攻撃事態時に連携して措置を実施できるよう、連携体制の構築に努める。
- (1) 市は、事業者等における防災対策上の代替ルート、手段等について確認するとともに、武力攻撃事態時に、運行状況や道路状況の情報を住民等に円滑に提供できるよう、各機関との情報収集・連絡体制の整備に努める。

4 人口密度

本市は、人口密度が非常に高いとともに、全市域が市街地化されているため、武力攻撃等が発生した場合、局地的な事案であっても、国民保護措置の対象者が多数になる。 また、対象者が多くなるため、避難等に伴う混乱防止を検討しておく必要がある。

(1) 武力攻撃事態等への対処

ア 情報提供

市は、避難住民の心理を踏まえ、避難住民に対して、事態の状況等とともに、可能な限り、行政側の対応についての情報を適時適切に提供するため、市対策本部と現場に派遣する誘導要員との連絡体制を確保するとともに、重要な情報は、速やかに放送事業者にも提供する。

イ 避難及び退避の方法

事態に伴う住民の混乱を防止し、円滑に避難誘導するため、住民を個々人に避難させるのではなく、事業所、小学校区、町丁単位など集団でまとまって避難させることを原則とする。また、退避の指示を行う場合には、関係機関からの助言等を踏まえ、できる限り、退避先を示すものとする。

ウ 関係機関との連携、関係団体等との協力の確保

市長は、現場の状況により、知事への必要な措置の実施要請、近隣市町への応援要請を行う等関係機関と密接に連携するとともに、関係団体、地域住民組織等の協力を得て、必要な措置を実施する。

(2) 平素の備え

ア 避難の手段

避難における交通手段は、知事による避難の指示において示されることとされて

いるため、当該指示の内容を踏まえ対応することを基本とするが、本市の日頃の交 通状況を踏まえると、自家用車を使用した場合は、大変な混乱を招くおそれがある 大渋滞を引き起こすことも想定されるため、また、公共交通の便が良い地域である ため、避難の交通手段については、災害時要援護者を除き、鉄道・バス・自転車・ 徒歩を基本として、避難誘導の方法等を検討する。

イ 緊急退避先の確保

市は、突発的に事案が発生した場合において、市域に在る者が、緊急的に、身近にある事業所や店舗等の屋内へ避難することができるよう、商工会議所等の協力を得るなどして、事業者への協力を依頼しておく。

ウ 関係団体等との協力の構築

市が実施する国民保護措置には多くの人員を要するため、近隣市町間との相互応援体制を確立するとともに、地域住民組織や関係団体等との協力関係の構築に努める。

エ 地域ぐるみで助け合う共助の環境整備

警報等の伝達において、地域住民が相互に声をかけあうなど、地域ぐるみで助け 合う共助に基づく伝達が行われるような環境づくりを推進する。

5 大都市等との隣接

本市は、京阪神地域の中心都市・大阪市に隣接しているとともに、他の隣接市とも市街地がつながりあって大都市圏を形成しており、隣接市域において、武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、本市が攻撃等による直接的な影響を受けていなくとも、大量の避難住民を受け入れることを想定しておく必要がある。

(1) 武力攻撃事態等への対処

- ア 市は、避難住民の誘導について、隣接市から依頼があった場合又は市長が必要と 認める場合は、避難元の市が行う避難住民の誘導を補助する。
- イ 市は、避難住民等の安否情報の収集や、知事から事務の一部を行うこととされた場合、又は知事を補助して行う避難住民等に対する救援について、避難元の市と緊密な連携を図りながら実施する。
- ウ 市は、隣接市域での事案の発生について情報を把握した場合又は知事から避難に 伴う協議を受けた場合において、知事が的確かつ迅速に避難の指示等を行えるよう、 直ちに、本市における国民保護措置の実施体制や避難施設の状況等について、知事 に対し情報提供する。

この場合において、市は、迅速に、避難所の管理運営体制や安否情報の収集体制 を確立するとともに、当面の食料等の提供を行うための準備など、避難住民を受け

入れるための準備を行う。

(2) 平素の備え

市は、隣接市と国民保護措置の実施体制や武力攻撃事態等における相互応援等について、平素から、情報共有を図るとともに、緊急連絡網を整備しておく。

第5編

復旧等

第1章

施設の応急復旧

第1節 基本的事項

1 復旧のための体制・資機材の整備

市は、所管する施設及び設備の被害状況を把握し、並びに応急復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

2 応急復旧の実施

市は、武力攻撃災害発生後、安全の確保に配慮した上で、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

3 通信手段の確保

市は、国民保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

なお、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関と の連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

4 府等に対する支援要請

市は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合において、必要に応じ、知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の 支援を求める。

なお、他の市町村との間で、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合などは、 その協定等に基づき、応援を要請する。

5 主要施設の応急復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、 速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための

措置を講ずる。

なお、府から依頼があった場合は、市域内における応急復旧等の状況について、情報提供する。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1節 国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第171条の規定に基づき、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。

また、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、武力攻撃災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧

- 1 市は、武力攻撃災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、 被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- 2 市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、 迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、 当面の復旧の方向を定める。
- 3 市は、復旧に当たって、その対象となる施設の被害の状況、市及び府が定めた当面の 復旧の方向等を考慮して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市町村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たって は、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、府対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合に おいて、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国 民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第4章 国民の権利利益の救済に係る手続等

第1節 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項) 損害補償	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第 3 項)
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項に おいて準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
	国民への協力要請によるもの。(法第70条第1,3項、 第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
(法第160条) 	医療の実施の要請等によるもの。(法第85条第1,2項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、第175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、第175条)	

第2節 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、豊中市行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、文書の逸失等することがないよう、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。